

白井市業務継続計画 (新型インフルエンザ等編)

令和 6 (2024) 年 7 月

文書の新規発行 / 改定

版数	改正 / 施行年月日	新規制定 / 改定内容	作成部署	備考
初 版	作成：平成 3 1 年 4 月 1 日 施行：平成 3 1 年 4 月 1 日	新規制定	総務課 行政係 健康課 保健予防班	
第 2 版	作成：令和 4 年 3 月 1 1 日 施行：令和 4 年 3 月 1 1 日	課名及び発生時優先業務等の修正	総務課 行政係	
第 3 版	作成：令和 6 年 7 月 9 日 施行：令和 6 年 7 月 9 日	組織改正等に伴う組織名、担当業務等の修正	総務課 行政係	

白井市業務継続計画（新型インフルエンザ等編）

目 次

第1章 白井市業務継続計画(新型インフルエンザ等編)の基本的な考え方

- 1 業務継続計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 業務継続計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 新型インフルエンザ等対策行動計画と業務継続計画の位置付け・・・・・・・・2
- 4 業務継続計画の発動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第2章 想定される被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第3章 発生時優先業務の選定

- 1 発生時優先業務の選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 業務の選定結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第4章 業務継続のための体制整備

- 1 職員の感染防止対策の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 2 職員、物資・サービスの確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第5章 業務継続計画の推進

- 1 計画の推進及び見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 2 職員教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

発生時優先業務（新型インフルエンザ等対応業務）・・・・・・・・・・11

発生時優先業務（優先継続業務）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

第1章 白井市業務継続計画（新型インフルエンザ等編） の基本的な考え方

1 業務継続計画の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスのうち、ウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生するものです。ほとんどの人が、新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的な影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中でも、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、国ではこれらを含めた新型インフルエンザ等が発生した場合には国家の危機管理として対応する必要があるとしています。

新型インフルエンザ等の発生時には、本人のり患や家族の看病等のため、職員数の減少により、未発生期と同様の人員の確保が困難となることが想定されます。また、市が業務を行う上で必要な物資やサービスの確保が困難となり、市の活動に支障が生じる可能性があります。

そこで、新型インフルエンザ等発生時の人員等に制約がある状況下において、優先して実施すべき新型インフルエンザ等の対策に関する業務（以下「新型インフルエンザ等対応業務」という。）と、必要最低限の市民生活を維持するため継続しなければならない通常業務（以下「優先継続業務」という。）を特定するとともに、新型インフルエンザ等対応業務及び優先継続業務（以下「発生時優先業務」という。）を実施するために必要となる職員の確保・配分等について定めるため「白井市業務継続計画（新型インフルエンザ等編）」を策定するものです。

2 業務継続計画の基本方針

市は、新型インフルエンザ等発生時において、新型インフルエンザ等の対策を確実に実行するとともに、市の行政機能を継続するため、次に定める基本方針に基づいて業務継続の強化に取り組むこととします。

基本方針 1	新型インフルエンザ等対応業務及び業務量をあらかじめ特定することにより、白井市新型インフルエンザ等対策行動計画を適切に実行する。
--------	---

基本方針 2	市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限とするため、中断が許されない通常業務の継続に努める。
基本方針 3	限られた資源を発生時優先業務に配分するため、優先度の低い業務は縮小・休止する。

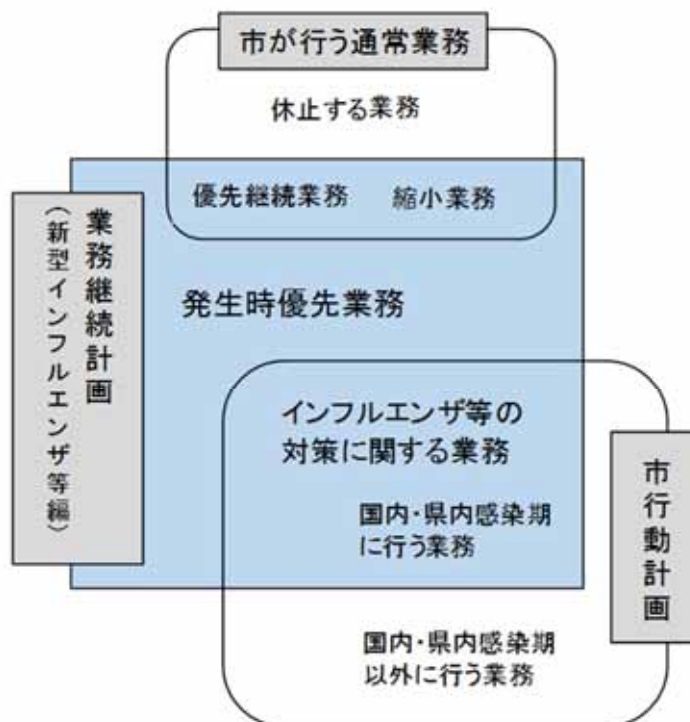
3 新型インフルエンザ等対策行動計画と業務継続計画の位置付け

市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 8 条の規定に基づき、本市における新型インフルエンザ等対策の基本方針として、白井市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定しています。

市行動計画においては、「新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること。」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最少となるようにすること。」の 2 つを主たる目的として、未発生期から国内発生早期、県内感染期、小康期に至る発生段階ごとの対策を定めています。

本業務継続計画は、新型インフルエンザ等発生時に人員等の資源が制約された状況下において、発生時優先業務を定めるものです。

図 市行動計画と業務継続計画との関係



【業務継続計画と新型インフルエンザ等対策行動計画の比較】

	業務継続計画	新型インフルエンザ等行動計画
趣旨	新型インフルエンザ等発生時の人員等の資源が制限された状況下において、発生時優先業務を目標とする時間・期限までに実施できるようにするための計画	新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最少となるようにすることの2つを主たる目的として、未発生期から国内発生早期、県内感染期、小康期に至る発生段階ごとの対策を定める計画
行政の被害	職員本人のり患や家族の看病等のために職員数が減少したり、市が業務を行う上で必要な物資やサービスの確保が困難となることを想定し、利用できる必要資源を前提に計画を策定	適用外
対象	市	市民、医療機関、事業者、市
対象業務	発生時優先業務	新型インフルエンザ等対応業務
業務開始目標時間	発生時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある。 (必要資源を確保し、目標時間までに発生時優先業務を開始・再開する。)	適用外

4 業務継続計画の発動

市は、業務継続計画に基づき、発生時優先業務を実施する発動基準を次のように定めます。

(1) 発動基準と発動権限者

新型インフルエンザ等の発生により、白井市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合を発動基準とし、対策本部長（市長）が発動を決定するものとします。

(2) 事務局

総務部総務課が主管となり、発動手続きに関する事務を行います。

(3) 柔軟な運用

対策本部長が業務継続計画を発動していない場合であっても、市長が必要と認めるときは、各部において業務継続計画を発動できることとします。()

また、国の新型インフルエンザ対策本部の基本的対処方針に基づき、必要な対策を柔軟かつ的確に実施することとします。

(4) 発動の解除

対策本部が小康期に入ったことを確認した場合又は、その必要がなくなったと判断した場合は、対策本部長の指示により発動を解除し、通常の業務体制に移行します。

また、各部が個別に業務継続計画を発動した場合又は、その必要がなくなったと判断した場合は、各部長の指示により業務継続計画の発動を解除します。

(5) 市民等への周知

市が業務継続計画の発動により業務体制を移行した場合及び発動を解除し、通常の業務体制に移行した場合は、市広報及びホームページ等を通じて市民・事業者等に周知するとともに、理解と協力を求めることとします。

「各部において業務継続計画を発動」とは、例えば、海外発生期などの対策本部設置前においても感染防止に注力するため、健康子ども部のみ発動するなど、全体で発動する前に特定の部が先行して業務継続計画を発動することをいう。

第2章 想定される被害

市は、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合の被害を、次のとおり想定します。

なお、この想定は、国が策定した新型インフルエンザ等対策政府行動計画を参考にしたのですが、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現状の医療対応、衛生状況等については考慮していません。

- ・ 患者数は人口の25%
- ・ 流行期間は約8週間
- ・ 致死率は、中等度（アジアインフルエンザと同程度）の場合0.53%、重度（スペインインフルエンザと同程度）の場合2%
- ・ 流行のピーク時（約2週間）に、職員自身のり患のほか、家族のり患による看病等により、出勤できない職員の割合は最大40%程度

また、このような被害が発生した場合の社会的・経済的な影響として、市民生活においては、学校、保育所等の施設の使用制限や不要不急の外出自粛が要請されるなど、社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等や生活関連物資等の不足が懸念されます。民間事業者においても一部の事業が縮小され、経済活動が大幅に縮小することも想定されます。

このように、新型インフルエンザ等の国内発生早期から県内感染期においては、本市の業務を取り巻く状況は通常と異なることが想定されることから、業務継続計画作成の前提として、これらの事態を踏まえた計画とし、各個別の対策にも反映させていくものとします。

図 新型インフルエンザ発生時の事業継続の時系列イメージ

発生段階		未発生期	海外発生期	国内発生早期	県内感染期			小康期
					感染拡大期	まん延期	回復期	
市職員の出勤率		100%	100%	100%	100～61%	60%	100～61%	100%
発生時優先業務	新型インフルエンザ等対応業務							
	優先継続業務							
その他の業務（縮小・中止・延期）								

第3章 発生時優先業務の選定

1 発生時優先業務の選定基準

市では、新型インフルエンザ等の発生により、通常業務と新型インフルエンザ等対応業務が中断、遅延等した場合における市民の生命や生活、社会経済活動等に及ぼす影響の大きさを考慮し、次の(1)(2)及び(3)の考えにより発生時優先業務を選定しました。(4)の業務は一定期間休止することにします。

【発生時優先業務】

(1) 新型インフルエンザ等対応業務(S業務)

市行動計画で定められている対策のうち、国内感染早期以降の対策を対象業務とします。

(例) 市対策本部の運営、情報収集、予防・まん延防止対策、特定接種、住民接種、市民生活及び市民経済の安定の確保

(2) 優先継続業務(A業務)

市が行っている通常業務のうち、市民の生命・安全を守るための業務、地域社会への影響や法令等の適正な執行、他業務への影響等の観点から停止・休止することができない業務を優先継続業務として選定します。

(例) 台風・地震等の災害対策本部の設置・運営等、福祉・医療等サービスの確保、広報、ホームページ等情報提供、インフラの管理

(3) 縮小継続業務(B業務)

停止・休止することができないものの、出勤できない職員の割合によって、一時的な縮小が可能な業務を縮小継続業務として選定します。

(例) 各種窓口業務(住民登録関係・証明書発行) 市民生活に直結する各種手当て・給付金・貸付金の支給、ごみ収集、許認可、各種相談業務、予算・決算、人事管理

(4) 休止業務(C業務)

おおむね1か月以上後に先送りが可能な業務及び特定多数又は不特定多数の者が集まる施設の運営業務やイベントなど、感染拡大防止の観点から積極的な休止が望ましいと考えられる業務は一時的に休止します。

(例) 企画・調査・政策立案・地域振興・緊急性のない工事、学校、保育所、公民館、図書館、イベントなど

図 発生段階ごとの運用イメージ

発生段階 業務区分	海外発生期	国内発生早期	県内感染期	小康期
S 業務 新型インフルエンザ等対応業務	実施	強化・拡充	強化・拡充	縮小準備または 一部停止
A 業務 優先継続業務	継続	継続 方法変更も考慮	継続 方法変更も考慮	継続
B 業務 縮小継続業務	縮小化準備	縮小 方法変更も考慮	縮小 方法変更も考慮	通常どおり戻す 準備
C 業務 休止業務	休止準備	休止	休止	再開準備

2 業務の選定結果

上記の区分により選定した発生時優先業務は別表（P．11～）のとおりです。

第4章 業務継続のための体制整備

1 職員の感染防止対策の徹底

(1) 職員の日常的な健康管理の徹底

職員は、新型インフルエンザ等の感染を予防するため、次のとおり自己管理を徹底します。

混み合った場所、換気の悪い屋内では、マスクを着用します。

石けんや消毒液を用いた手洗い、うがいを徹底します。

咳・くしゃみが出る場合は、必ずマスクを着用するか、ない場合はティッシュ等で口を覆います。

十分な睡眠をとり、バランスのよい食事を心掛けます。

(2) 職場における感染防止対策の徹底

新型インフルエンザ流行時には、職場において、次の感染防止策を行います。

室内を適度な温度・湿度に保ちます。

人との接触の機会を減らすために、原則として会議・研修会等を中止します。新型インフルエンザ等対応業務等でやむを得ず会議等を行う場合においては、出席者の健康状況を確認し、マスクを着用の上、できるだけ対人距離を確保して行います。

発生時優先業務以外の出張を伴う業務は、原則として中止し、可能な限り電話、ファックス、電子メール等により代替します。やむを得ず出張する場合は、マスクを着用します。

(3) 特定接種の実施

国の示した特定接種の具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する職員に対する予防接種を行います。

2 職員、物資・サービスの確保

(1) 職員の確保

新型インフルエンザ等の県内感染期には、欠勤率は最大40%程度となり、この状態が2週間程度持続すると想定されます。この間の職員の確保については、次のとおりとします。

各課等は、職員の感染状況や出勤状況を把握し、発生時優先業務に重点的に職員を配置することにより、発生時優先業務の実施に必要な人員を確保するよう努めます。

発生時優先業務の実施に当たり、業務の絞り込みによって職場内での職員確保を図ってもなお職員の不足が生じるときは、当該職場の属する部内で職員の応援について調整します。

部内における調整を行ってもなお職員の不足が生じるときは、部課の組織の枠を越えて応援体制をとることとし、職員の配置については対策本部会議で決定します。

(2) 物資・サービスの確保

市が業務を継続するためには、事務用品の供給、庁舎管理、各種設備の点検・修理、情報システムの維持管理など、欠かすことのできない物資・サービスがあります。このような物資・サービスを提供する事業者に対しては、新型インフルエンザ等の国内・県内感染期においても、市の事業継続のため必要な物資・サービスの確保ができるよう体制の整備を要請します。

第5章 業務継続計画の推進

1 計画の推進及び見直し

将来、どのような感染症が発生するかを予想することができないため、業務継続体制を最初から完全に構築することは困難です。そのため、本計画に基づき継続的に取り組むことによって業務継続体制の整備及び改善に努めるものとします。

また、担当職員以外でも円滑に業務を実施できるよう、国や県の対策に則り、本業務継続計画についても適宜必要に応じた見直しを行っていきます。

2 職員教育

(1) 職員の意識向上

業務継続計画に基づき、発生時優先業務を効果的に遂行するためには、全職員が業務継続の重要性を共通認識とすることが重要です。

このため、業務継続計画の内容を全職員に周知するとともに、各所属で転入職員に対する発生時優先業務の周知を行うなど、職員の意識の向上を図るものとします。

(2) 各課等における取組の推進

各課等においては、新型インフルエンザ等発生時の状況を想定し、職員の意識向上、発生時優先業務の実施方法の検討、業務に必要な資源（人、物資、連絡体制等）の確保等を通じて、業務継続体制の向上を図るものとします。また、担当職員以外の職員でも円滑に業務を実施できるよう、発生時優先業務のマニュアル作成や見直しに努めるものとします。

発生時優先業務（新型インフルエンザ等対応業務） 一覧

1 実施体制

業務名（対策細目）	担当課	関係課・関係職員
実施体制の整備	健康課	総務課 健康危機管理部の部員
白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置	総務課 人事課 健康課	全課
行政機能の維持	総務課 人事課	全課

2 サーベイランス・情報収集

業務名（対策細目）	担当課	関係課・関係職員
サーベイランスへの協力・情報収集	健康課 保育課 教育支援課	関係各課
鳥インフルエンザ等の対応	産業振興課	環境課

3 予防・まん延防止

業務名（対策細目）	担当課	関係課・関係職員
小、中学校の対応	教育支援課	
保育所、学童クラブの対応	保育課	教育支援課
社会福祉施設等の対応	社会福祉課 障害福祉課	
高齢者福祉施設、通所・訪問型事業施設等の対応	高齢者福祉課	
外出等の自粛要請	健康課	産業振興課 社会福祉課 高齢者福祉課 障害福祉課 保育課 子育て支援課 教育支援課 生涯学習課
社会教育施設、社会体育施設等の対応	生涯学習課 文化センター 高齢者福祉課 子育て支援課 市民活動支援課	
公共交通機関等への対応	都市計画課	
集会等の自粛（文化施設の対応等）	文化センター	生涯学習課 関係各課
イベント等の自粛	生涯学習課 高齢者福祉課 子育て支援課 市民活動支援課 企画政策課	関係各課
企業、事業者（社員）の感染防止	産業振興課	健康課
個人防護具（職員用）の確保	人事課	公共施設マネジメント課

4 予防接種

業務名（対策細目）	担当課	関係課・関係職員
特定接種の接種体制構築及び接種の実施	健康課 危機管理課 上下水道課 障害福祉課 高齢者福祉課 人事課	対策本部、健康危機管理部、議会事務局の職員等（白井市新型インフルエンザ対応マニュアル P. 31 に記載の者）
住民接種の接種体制構築及び接種の実施	健康課	教育支援課 福祉部各課 健康子ども部各課 関係各課

5 医療

業務名（対策細目）	担当課	関係課・関係職員
医療体制確保への協力	健康課	関係各課
重症化予防のための医療体制確保への協力	健康課	関係各課
臨時の医療施設設置に係る協力	健康課	公共施設マネジメント課 関係各課

6 情報提供・共有

業務名（対策細目）	担当課	関係課・関係職員
情報提供・共有	健康課 秘書課 産業振興課	関係各課
食料品等の備蓄の推奨	健康課	関係各課
相談窓口の設置	健康課	福祉部各課 健康子ども部各課

7 市民生活及び市民経済の安定の確保

業務名（対策細目）	担当課	関係課・関係職員
企業、事業者の業務継続	産業振興課	健康課
行政機能の維持	総務課	全課
社会福祉施設等の対応	社会福祉課 障害福祉課 子育て支援課	
高齢者福祉施設、通所・訪問型事業施設等の対応	高齢者福祉課	
高齢者世帯の支援	高齢者福祉課	社会福祉課
障害者世帯等の支援	社会福祉課 障害福祉課	
新型インフルエンザ在宅患者への支援	高齢者福祉課 社会福祉課 障害福祉課 健康課	
水の安定供給	上下水道課	
臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施	健康課 市民課 生涯学習課 社会福祉課	公共施設マネジメント課 危機管理課 都市計画課 関係各課
火葬炉稼働の調整	環境課	健康課

健康危機管理部の構成

部長：健康子ども部長 副部長：健康課長

部員：総務課長、人事課長、市民課長、危機管理課長、社会福祉課長、障害福祉課長、高齢者福祉課長、保育課長、子育て支援課長、環境課長、上下水道課長、教育総務課長、学校政策課長、教育支援課長、生涯学習課長、その他健康子ども部長が必要と認める職員

対策本部の構成

本部長：市長 副本部長：副市長、教育長

本部員：総務部長、企画財政部長、市民環境経済部長、福祉部長、健康子ども部長、都市建設部長、教育部長、議会事務局長、会計管理者、白井消防署長、その他市長が必要と認める職員

発生時優先業務（新型インフルエンザ等対応業務） 課等別*

* 白井市新型インフルエンザ対応マニュアルに定める各業務の担当課のみ掲載

総務課

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名（対策細目）	備 考	対応マニュアル
実施体制 白井市新型インフルエンザ等 対策本部の設置	・ 緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部及び必要に応じて健康危機管理部を設置し、国や県の基本的対処方針及び市計画に基づき必要な対策を実施する。 ・ 対策本部の設置は、政府が緊急事態宣言を公示した後となるが、それ以前であっても状況によっては任意で設置することを検討する。	5 ページ
実施体制・市民生活及び市民 経済の安定の確保 行政機能の維持	業務継続計画に基づき、市の業務継続に向けた取り組みを実施。	8 ページ

2 関係課となっている業務（関係各課と表記しているものも含む）

対策の分類	業務名（対策細目）	対応マニュアル
実施体制	実施体制の整備	4 ページ
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集	10 ページ
予防・まん延防止	集会等の自粛（文化施設の対応等）	25 ページ
	イベント等の自粛	26 ページ
予防接種	特定接種の接種体制構築及び接種の実施	31 ページ
	住民接種の接種体制構築及び接種の実施	33 ページ
医療	医療体制確保への協力	36 ページ
	重症化予防のための医療の確保への協力	38 ページ
	臨時の医療施設設置に係る協力	39 ページ
情報提供・共有	情報提供と共有	40 ページ
	食料品等の備蓄の推奨	43 ページ
市民生活及び市民経済の安定の確保	臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施	52 ページ

人事課

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名（対策細目）	備 考	対応マニュアル
実施体制 白井市新型インフルエンザ等 対策本部の設置	・緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部及び必要に応じて健康危機管理部を設置し、国や県の基本的対処方針及び市計画に基づき必要な対策を実施する。 ・対策本部の設置は、政府が緊急事態宣言を公示した後となるが、それ以前であっても状況によっては任意で設置することを検討する。	5ページ
実施体制・市民生活及び市民経済の安定の確保 行政機能の維持	業務継続計画に基づき、市の業務継続に向けた取り組みを実施。	8ページ
予防・まん延防止 個人防護具（職員用）の確保	国内発生早期から消毒液を設置。欠勤率が5%に達したら職員にマスクを1か月配布。	30ページ
予防接種 特定接種の接種体制構築及び 接種の実施	登録した職員が円滑に接種を受けられるよう対応する。	31ページ

2 関係課となっている業務（関係各課と表記しているものも含む）

対策の分類	業務名（対策細目）	対応マニュアル
実施体制	実施体制の整備	4ページ
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集	10ページ
予防・まん延防止	集会等の自粛（文化施設の対応等）	25ページ
	イベント等の自粛	26ページ
予防接種	特定接種の接種体制構築及び接種の実施	31ページ
	住民接種の接種体制構築及び接種の実施	33ページ
医療	医療体制確保への協力	36ページ
	重症化予防のための医療の確保への協力	38ページ
	臨時の医療施設設置に係る協力	39ページ
情報提供・共有	情報提供と共有	40ページ
	食料品等の備蓄の推奨	43ページ
市民生活及び市民経済の安定の確保	臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施	52ページ

危機管理課

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名（対策細目）	備 考	対応マニュアル
予防接種 特定接種の接種体制構築及び 接種の実施	登録した職員が円滑に接種を受けられるよう対応する。	31ページ

2 関係課となっている業務（関係各課と表記しているものも含む）

対策の分類	業務名（対策細目）	対応マニュアル
実施体制	実施体制の整備	4ページ
	白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置	5ページ
	行政機能の維持	8ページ
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集	10ページ
予防・まん延防止	集会等の自粛（文化施設の対応等）	25ページ
	イベント等の自粛	26ページ
予防接種	特定接種の接種体制構築及び接種の実施	31ページ
	住民接種の接種体制構築及び接種の実施	33ページ
医療	医療体制確保への協力	36ページ
	重症化予防のための医療の確保への協力	38ページ
	臨時の医療施設設置に係る協力	39ページ
情報提供・共有	情報提供と共有	40ページ
	食料品等の備蓄の推奨	43ページ
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持	8ページ
	臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施	52ページ

企画政策課

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名（対策細目）	備 考	対応マニュアル
予防・まん延防止 イベント等の自粛	・ 県の要請により県と協力して、不要不急の大規模集会や不特定多数の集まる活動を自粛するよう要請する。 ・ 行事・イベント等は、状況に応じて中止するなどの検討を行う。 ・ 消毒液の設置を行うなど、感染拡大防止に努める。	26 ページ

2 関係課となっている業務（関係各課と表記しているものも含む）

対策の分類	業務名（対策細目）	対応マニュアル
実施体制	白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置	5 ページ
	行政機能の維持	8 ページ
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集	10 ページ
予防・まん延防止	集会等の自粛（文化施設の対応等）	25 ページ
予防接種	住民接種の接種体制構築及び接種の実施	33 ページ
医療	医療体制確保への協力	36 ページ
	重症化予防のための医療の確保への協力	38 ページ
	臨時の医療施設設置に係る協力	39 ページ
情報提供・共有	情報提供と共有	40 ページ
	食料品等の備蓄の推奨	43 ページ
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持	8 ページ
	臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施	52 ページ

秘書課

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名（対策細目）	備 考	対応マニュアル
情報提供・共有 情報提供と共有	・市民、市内医療機関、社会福祉施設等の関係機関及び団体に対し、必要な情報を、広報しろい、市ホームページ、自治会回覧、公共施設へのポスター掲示のほか、ファックスやメール等、様々な媒体を用いて的確・迅速に提供していく。 ・緊急事態宣言等が出されている時は、秘書課が健康課に代わって市ホームページを作成し、情報提供を行う。	40ページ

2 関係課となっている業務（関係各課と表記しているものも含む）

対策の分類	業務名（対策細目）	対応マニュアル
実施体制	白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置	5ページ
	行政機能の維持	8ページ
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集	10ページ
予防・まん延防止	集会等の自粛（文化施設の対応等）	25ページ
	イベント等の自粛	26ページ
予防接種	住民接種の接種体制構築及び接種の実施	33ページ
医療	医療体制確保への協力	36ページ
	重症化予防のための医療の確保への協力	38ページ
	臨時の医療施設設置に係る協力	39ページ
情報提供・共有	食料品等の備蓄の推奨	43ページ
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持	8ページ
	臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施	52ページ

市民活動支援課

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名（対策細目）	備 考	対応マニュアル
予防・まん延防止 社会教育施設等の対応	・ 消毒液の設置を行うなど、感染拡大防止に努める。 ・ 不特定多数の市民が利用する市施設（指定管理者を含む）は、感染拡大の場となることが予想されるため、状況に応じて利用制限を行う。 ・ 行事・イベント等は、状況に応じて中止するなどの検討を行う。 ・ 県からの要請により、不特定多数の市民が集まるイベント等の活動を自粛する。 ・ まん延時には、利用団体等に対し自主的な活動自粛を促す。	23ページ
予防・まん延防止 イベント等の自粛	・ 県の要請により県と協力して、不要不急の大規模集会や不特定多数の集まる活動を自粛するよう要請する。 ・ 行事・イベント等は、状況に応じて中止するなどの検討を行う。 ・ 消毒液の設置を行うなど、感染拡大防止に努める。	26ページ

2 関係課となっている業務（関係各課と表記しているものも含む）

対策の分類	業務名（対策細目）	対応マニュアル
実施体制	白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置	5ページ
	行政機能の維持	8ページ
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集	10ページ
予防・まん延防止	集会等の自粛（文化施設の対応等）	25ページ
予防接種	住民接種の接種体制構築及び接種の実施	33ページ
医療	医療体制確保への協力	36ページ
	重症化予防のための医療の確保への協力	38ページ
	臨時の医療施設設置に係る協力	39ページ
情報提供・共有	情報提供と共有	40ページ
	食料品等の備蓄の推奨	43ページ
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持	8ページ
	臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施	52ページ

市民課

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名（対策細目）	備 考	対応マニュアル
実施体制・市民生活及び市民経済の安定の確保 臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施	市内の死者数及び平常時に使用している火葬場の状況等について把握し、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に応援を要請する。また、県から広域火葬の実施について連絡があった時には、県の割り振りに基づき、さらに遺体ごとに火葬場を割り振り、協力の承諾のあった火葬場と火葬実施方法等について、詳細を調整する。	52ページ

2 関係課となっている業務（関係各課と表記しているものも含む）

対策の分類	業務名（対策細目）	対応マニュアル
実施体制	実施体制の整備	4ページ
	白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置	5ページ
	行政機能の維持	8ページ
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集	10ページ
予防・まん延防止	集会等の自粛（文化施設の対応等）	25ページ
	イベント等の自粛	26ページ
予防接種	特定接種の接種体制構築及び接種の実施	31ページ
	住民接種の接種体制構築及び接種の実施	33ページ
医療	医療体制確保への協力	36ページ
	重症化予防のための医療の確保への協力	38ページ
	臨時の医療施設設置に係る協力	39ページ
情報提供・共有	情報提供と共有	40ページ
	食料品等の備蓄の推奨	43ページ
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持	8ページ
	臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施	52ページ

産業振興課

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名（対策細目）	備 考	対応マニュアル
サーベイランス・情報収集 鳥インフルエンザの対応	発生段階に応じ、関係機関等から情報を収集し、家きん飼養者へ速やかに周知する。県の要請により農場の立入制限、消毒や野鳥対策の徹底に協力する。	12ページ
予防・まん延防止 企業、事業者（社員）の感染防止	企業、事業者に対し、職場における感染予防・まん延防止対策など必要な情報提供を行う。国・県の指示、要請及び協力依頼に基づき、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診の勧奨、状況に応じ不急の業務を縮小するよう要請する。	27ページ
情報提供・共有 情報提供と共有	・市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め 及び売惜しみが生じないように周知する。 ・必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。 ・市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。	40ページ

2 関係課となっている業務（関係各課と表記しているものも含む）

対策の分類	業務名（対策細目）	対応マニュアル
実施体制	白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置	5ページ
	行政機能の維持	8ページ
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集	10ページ
予防・まん延防止	外出等の自粛要請	21ページ
	集会等の自粛（文化施設の対応等）	25ページ
	イベント等の自粛	26ページ
予防接種	住民接種の接種体制構築及び接種の実施	33ページ
医療	医療体制確保への協力	36ページ
	重症化予防のための医療の確保への協力	38ページ
	臨時の医療施設設置に係る協力	39ページ
情報提供・共有	食料品等の備蓄の推奨	43ページ
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持	8ページ
	臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施	52ページ

環境課

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名（対策細目）	備 考	対応マニュアル
実施体制・市民生活及び市民 経済の安定の確保 火葬炉稼働の調整	・ 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。 ・ 国または県の要請に基づき、印西地区環境整備事業組合（印西斎場）と調整し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう依頼する。 ・ 市町村の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び近隣都道府県に対して、県が広域火葬の応援・協力を要請することになっているので、要請があった場合は対応する。	54 ページ

2 関係課となっている業務（関係各課と表記しているものも含む）

対策の分類	業務名（対策細目）	対応マニュアル
実施体制	実施体制の整備	4 ページ
	白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置	5 ページ
	行政機能の維持	8 ページ
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集	10 ページ
	鳥インフルエンザ等の対応	12 ページ
予防・まん延防止	集会等の自粛（文化施設の対応等）	25 ページ
	イベント等の自粛	26 ページ
予防接種	特定接種の接種体制構築及び接種の実施	31 ページ
	住民接種の接種体制構築及び接種の実施	33 ページ
医療	医療体制確保への協力	36 ページ
	重症化予防のための医療の確保への協力	38 ページ
	臨時の医療施設設置に係る協力	39 ページ
情報提供・共有	情報提供と共有	40 ページ
	食料品等の備蓄の推奨	43 ページ
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持	8 ページ
	臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施	52 ページ

社会福祉課

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名（対策細目）	備 考	対応マニュアル
予防・まん延防止 市民生活及び市民経済の安定の確保 社会福祉施設等の対応	・社会福祉施設等に対し適宜、情報提供し、施設での感染防止策を強化するとともに、事業の継続及び不要不急の業務の縮小を要請する。・県の要請により臨時休業を実施するよう要請する。・季節性インフルエンザと同様の扱いとなった場合においても、必要に応じて臨時休業を実施するよう要請する。	17ページ
市民生活及び市民経済の安定の確保 新型インフルエンザ在宅患者への支援	・支援が必要な生活保護を受給している世帯等に対し、社会福祉協議会、民生委員等と連携・協力して電話や訪問などにより見回りを行う。 ・まん延期以降は、入院治療は重症患者を対象とし、軽症者には自宅療養を勧奨されるため、在宅で療養している生活保護受給者等からの相談に応じ、療養上の必要な指導を行う。	49ページ
実施体制・市民生活及び市民経済の安定の確保 臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施	身元不明の遺体について必要な対応を行う。	52ページ

2 関係課となっている業務（関係各課と表記しているものも含む）

対策の分類	業務名（対策細目）	対応マニュアル
実施体制	実施体制の整備	4ページ
	白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置	5ページ
	行政機能の維持	8ページ
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集	10ページ
予防・まん延防止	外出等の自粛要請	21ページ
	集会等の自粛（文化施設の対応等）	25ページ
	イベント等の自粛	26ページ
	個人防護具等（防疫従事者用）の確保	28ページ
予防接種	特定接種の接種体制構築及び接種の実施	31ページ
	住民接種の接種体制構築及び接種の実施	33ページ
医療	医療体制確保への協力	36ページ
	重症化予防のための医療の確保への協力	38ページ
	臨時の医療施設設置に係る協力	39ページ
情報提供・共有	情報提供と共有	40ページ
	食料品等の備蓄の推奨	43ページ
	相談窓口の設置	44ページ
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持	8ページ
	高齢者世帯への支援	46ページ
	臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施	52ページ

高齢者福祉課

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名（対策細目）	備 考	対応マニュアル
予防・まん延防止 市民生活及び市民経済の安定の確保 高齢者福祉施設、通所・訪問型事業施設等の対応	・高齢者福祉施設等に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、施設内での感染防止策を徹底するとともに、事業継続に向けた取り組み、不要不急の業務の縮小に向けた取り組みを要請する。 ・通所、訪問などを利用している人で感染者が出た場合は、必要に応じ利用を自粛する。訪問型事業は、ケアマネージャーと相談しケースの体調により、必要な場合は実施する可能性もあるので状況を把握する。 ・通所型事業は、その施設などで感染者が出た場合などは、自粛する可能性あり。発生した状況により、対応方法を検討していく。 ・施設利用者や職員等から感染者が出た場合は、国の示す患者及び濃厚接触者の自宅待機期間の目安に基づき、対応を要請する。	19ページ
予防・まん延防止 社会教育施設等の対応	・消毒液の設置を行うなど、感染拡大防止に努める。 ・不特定多数の市民が利用する市施設（指定管理者を含む）は、感染拡大の場となることが予想されるため、状況に応じて利用制限を行う。 ・行事・イベント等は、状況に応じて中止するなどの検討を行う。 ・県からの要請により、不特定多数の市民が集まるイベント等の活動を自粛する。 ・まん延時には、利用団体等に対し自主的な活動自粛を促す。	23ページ
予防・まん延防止 イベント等の自粛	・県の要請により県と協力して、不要不急の大規模集会や不特定多数の集まる活動を自粛するよう要請する。 ・行事・イベント等は、状況に応じて中止するなどの検討を行う。 ・消毒液の設置を行うなど、感染拡大防止に努める。	26ページ
予防接種 特定接種の接種体制構築及び接種の実施	登録した職員が円滑に接種を受けられるよう対応する。	31ページ
市民生活及び市民経済の安定の確保 高齢者世帯の支援 新型インフルエンザ在宅患者への支援	・国・県と連携を図った上で、地域包括支援センター、在宅サービス事業者、民生委員等と連携・協力して、高齢者世帯、障害者世帯等へ必要な支援を行う。 ・新型インフルエンザのまん延により介護保険事業、地域生活支援事業等の縮小・自粛があった場合は、利用者と事業者の状況を把握・調整し、代替的に提供できるサービスがあるか検討の上、必要な支援を行う。 ・まん延期以降は、入院治療は重症患者を対象とし、軽症者には自宅療養を勧奨されるため、地域包括支援センター等と連携し、在宅で療養している高齢者等からの相談に応じ、療養上の必要な指導を行う。	46ページ 49ページ

2 関係課となっている業務（関係各課と表記しているものも含む）

対策の分類	業務名（対策細目）	対応マニュアル
実施体制	実施体制の整備	4ページ
	白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置	5ページ
	行政機能の維持	8ページ
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集	10ページ
予防・まん延防止	外出等の自粛要請	21ページ
	集会等の自粛（文化施設の対応等）	25ページ
	イベント等の自粛	26ページ
	個人防護具等（防疫従事者用）の確保	28ページ
予防接種	特定接種の接種体制構築及び接種の実施	31ページ
	住民接種の接種体制構築及び接種の実施	33ページ
医療	医療体制確保への協力	36ページ
	重症化予防のための医療の確保への協力	38ページ
	臨時の医療施設設置に係る協力	39ページ
情報提供・共有	情報提供と共有	40ページ
	食料品等の備蓄の推奨	43ページ
	相談窓口の設置	44ページ
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持	8ページ
	臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施	52ページ

障害福祉課

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名（対策細目）	備 考	対応マニュアル
予防・まん延防止 市民生活及び市民経済の安定の確保 社会福祉施設等の対応	・社会福祉施設等に対し適宜、情報提供し、施設での感染防止策を強化するとともに、事業の継続及び不要不急の業務の縮小を要請する。 ・県の要請により臨時休業を実施するよう要請する。 ・障害者地域活動支援センター及びこども発達センターでは、基本的予防策の徹底や、センター内における感染防止策に工夫を講じるとともに、必要により臨時休業等を実施し、利用者及び家族の健康被害を最小限に留める。 ・季節性インフルエンザと同様の扱いとなった場合においても、必要に応じて臨時休業を実施するよう要請する。 ・市内発生時以降は、利用前に健康観察をし、体調が優れない場合は利用自粛を促すほか、施設内でも健康観察を徹底し、体調が悪い場合は家族に連絡し、帰宅させるよう施設等に対応を要請する。 ・利用者や利用者の家族に感染者が出た場合は、国の示す患者及び濃厚接触者の自宅待機期間の目安に応じ、利用を自粛するよう要請する。	17ページ
予防接種 特定接種の接種体制構築及び接種の実施	登録した職員が円滑に接種を受けられるよう対応する。	31ページ
市民生活及び市民経済の安定の確保 障害者世帯等の支援 新型インフルエンザ在宅患者への支援	・支援が必要な障害者世帯等に対し、社会福祉協議会、民生委員、障害福祉サービス事業所等と連携・協力して電話や訪問などにより見回りを行う。 ・新型インフルエンザ等のまん延により障害者支援事業等の縮小・自粛があった場合は、利用者と事業者の状況を把握・調整し、代替的に提供できるサービスがあるか検討のうえ必要な支援を行う。 ・まん延期以降は、入院治療は重症患者を対象とし、軽症者には自宅療養を勧奨されるため、在宅で療養している障害者等からの相談に応じ、療養上の必要な指導を行う。	48ページ 49ページ

2 関係課となっている業務（関係各課と表記しているものも含む）

対策の分類	業務名（対策細目）	対応マニュアル
実施体制	実施体制の整備	4ページ
	白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置	5ページ
	行政機能の維持	8ページ
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集	10ページ
予防・まん延防止	外出等の自粛要請	21ページ
	集会等の自粛（文化施設の対応等）	25ページ
	イベント等の自粛	26ページ
	個人防護具等（防疫従事者用）の確保	28ページ
予防接種	特定接種の接種体制構築及び接種の実施	31ページ
	住民接種の接種体制構築及び接種の実施	33ページ
医療	医療体制確保への協力	36ページ
	重症化予防のための医療の確保への協力	38ページ
	臨時の医療施設設置に係る協力	39ページ
情報提供・共有	情報提供と共有	40ページ
	食料品等の備蓄の推奨	43ページ
	相談窓口の設置	44ページ
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持	8ページ
	臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施	52ページ

子育て支援課

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名（対策細目）	備 考	対応マニュアル
予防・まん延防止 社会教育施設等の対応	・消毒液の設置を行うなど、感染拡大防止に努める。 ・不特定多数の市民が利用する市施設（指定管理者を含む）は、感染拡大の場となることが予想されるため、状況に応じて利用制限を行う。 ・行事・イベント等は、状況に応じて中止するなどの検討を行う。 ・県からの要請により、不特定多数の市民が集まるイベント等の活動を自粛する。 ・まん延時には、利用団体等に対し自主的な活動自粛を促す。	23ページ
予防・まん延防止 イベント等の自粛	・県の要請により県と協力して、不要不急の大規模集会や不特定多数の集まる活動を自粛するよう要請する。 ・行事・イベント等は、状況に応じて中止するなどの検討を行う。 ・消毒液の設置を行うなど、感染拡大防止に努める。	26ページ

2 関係課となっている業務（関係各課と表記しているものも含む）

対策の分類	業務名（対策細目）	対応マニュアル
実施体制	実施体制の整備	4ページ
	白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置	5ページ
	行政機能の維持	8ページ
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集	10ページ
予防・まん延防止	外出等の自粛要請	21ページ
	集会等の自粛（文化施設の対応等）	25ページ
予防接種	特定接種の接種体制構築及び接種の実施	31ページ
	住民接種の接種体制構築及び接種の実施	33ページ
医療	医療体制確保への協力	36ページ
	重症化予防のための医療の確保への協力	38ページ
	臨時の医療施設設置に係る協力	39ページ
情報提供・共有	情報提供と共有	40ページ
	食料品等の備蓄の推奨	43ページ
	相談窓口の設置	44ページ
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持	8ページ
	臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施	52ページ

保育課

1 担当課となっている業務

対策の分類業務名（対策細目）	備 考	対応マニュアル
サーベイランス・情報収集 サーベイランスへの協力・情報収集	・県等と連携し、インフルエンザの発生状況等の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、保育施設や学校等におけるインフルエンザ集団発生の把握などの情報収集に協力する。	10ページ
予防・まん延防止 保育所、学童クラブの対応	・県の実施要請により、保育施設の臨時休業の開始時期を決定し、速やかに臨時休業を実施する。 ・季節性インフルエンザと同様の扱いとなった場合は、児童等の健康被害を最小限にするため、必要に応じて、市は臨時休業を実施する。なお、医療体制の確保、社会機能維持の観点から、医療従事者や社会機能維持者の園児等の支援について検討・実施する。 ・保育施設等に対し、咳エチケットの励行、マスクの着用、うがい・手洗いを強く要請する。 ・県の実施要請があれば、臨時休業の終了時期を決定し、速やかに臨時休業を解除する。また、市の判断により臨時休業を行った場合は、状況により臨時休業を解除する。	15ページ

2 関係課となっている業務（関係各課と表記しているものも含む）

対策の分類	業務名（対策細目）	対応マニュアル
実施体制	実施体制の整備	4ページ
	白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置	5ページ
	行政機能の維持	8ページ
予防・まん延防止	外出等の自粛要請	21ページ
	集会等の自粛（文化施設の対応等）	25ページ
	イベント等の自粛	26ページ
予防接種	特定接種の接種体制構築及び接種の実施	31ページ
	住民接種の接種体制構築及び接種の実施	33ページ
医療	医療体制確保への協力	36ページ
	重症化予防のための医療の確保への協力	38ページ
	臨時の医療施設設置に係る協力	39ページ
情報提供・共有	情報提供と共有	40ページ
	食料品等の備蓄の推奨	43ページ
	相談窓口の設置	44ページ
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持	8ページ
	臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施	52ページ

健康課

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名（対策細目）	備 考	対応マニュアル
実施体制 実施体制の整備 白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置	・国や県等と連携して、新型インフルエンザ等の発生状況や基本的対処方針等を医療機関、事業者、市民に広く周知する。 ・緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部及び必要に応じて健康危機管理部を設置し、国や県の基本的対処方針及び市計画に基づき必要な対策を実施する。 ・新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。 ・対策本部の設置は、政府が緊急事態宣言を公示した後となるが、それ以前であっても状況によっては任意で設置することを検討する。	4ページ 5ページ
サーベイランス・情報収集 サーベイランスへの協力・情報収集	・国、県を通じ、また、インターネット等で、発生地域、健康被害の内容、感染拡大の状況、現地での対応状況等について情報収集し、国内及び県内での状況を把握する。 ・市内における感染拡大の状況や健康被害の内容についての把握に努める。 ・市民からの問い合わせや相談の内容を整理し、市民に新型インフルエンザに関する情報がどの程度届いているか、どのようなことに不安を感じているのか、必要な情報は何かなどを把握・分析し、的確な情報提供を行うための材料とする。	10ページ
予防・まん延防止 外出等の自粛要請	・県からの要請により県と協力し、外出や集会の自粛要請等の地域対策を行い、社会的活動における接触の機会を減らし、地域における感染機会を減少させる。 ・市民に対し、咳エチケットの励行、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。 ・国が示した新型インフルエンザ等の患者、又は濃厚接触者の自宅待機期間の目安を周知し、協力を呼びかける。 ・国・県の動向や感染拡大の状況を踏まえ、社会活動の自粛等を段階的に解除する。	21ページ
予防・まん延防止 個人防護具（防疫従事者用）の確保	防疫従事者向けのマスクや使い捨て手袋、消毒薬等の在庫を把握し、補充・確保する。	28ページ
予防接種 特定接種の接種体制構築及び接種の実施	・覚書を締結している医療機関の協力により、登録した職員が円滑に接種を受けられるよう対応する。 ・副作用の情報を収集する。	31ページ
予防接種 住民接種の接種体制構築及び接種の実施	・国が定めた接種順位及び県の接種計画に基づき、「住民接種実施マニュアル」に基づき、接種を行う。 ・市民へのわかりやすい情報提供に努めるとともに、窓口の設置運営を行う。 ・副作用の情報を収集する。	33ページ

医療 医療体制確保への協力 重症化予防のための医療の確保への協力 臨時の医療施設設置に係る協力	・医療体制は、発生した新型インフルエンザの病原性や感染力、感染拡大の状況により随時変化を伴うため、市民へのわかりやすい情報提供に努める。 ・県内感染期前は、感染拡大を最小限にとどめるため病状の程度にかかわらず、感染症法に基づき、感染症指定医療機関及び協力医療機関で入院措置を実施することになるため、県の要請により必要な協力を行う。 ・県内感染期においては、帰国者・接触者外来から、一般の医療機関において診療を行う体制に移行した場合、市内医療機関と十分調整・協力して、対応にあたる。 入院治療が必要な新型インフルエンザ患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合は、県が病床以外の病院スペースにおいて入院治療を行うこととなるが、さらに病床不足が予測される場合は、市は、県と協力し、宿泊施設を備えた市の施設等を臨時の医療施設等として医療の提供・受入れについて検討する。	36ページ 38ページ 39ページ
情報提供・共有 情報提供と共有 食料品等の備蓄の推奨	・市民、市内医療機関、社会福祉施設等の関係機関及び団体に対し、必要な情報を、広報しろい、市ホームページ、自治会回覧、公共施設へのポスター掲示のほか、ファックスやメール等、様々な媒体を用いて的確・迅速に提供していく。 ・緊急事態宣言が出されている時は、しろいの魅力発信課が健康課に代わって市ホームページを作成し、情報提供を行う。	40ページ 43ページ
情報提供・共有 相談窓口の設置	・県からの設置要請及び感染拡大の状況により、市保健福祉センター内に相談窓口を設置する。	44ページ
市民生活及び市民経済の安定の確保 新型インフルエンザ在宅患者への支援	・在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援（見回り、訪問指導等）を実施する。 ・在宅で療養している患者からの相談に応じ、療養上の必要な指導を行う。	49ページ
実施体制・市民生活及び市民経済の安定の確保 臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施	・火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を確保し、県及び関係各課に連絡する。 ・県から広域火葬の実施について連絡があった時には、県の割り振りに基づき、さらに遺体ごとに火葬場を割り振り、協力の承諾のあった火葬場と火葬実施方法等について、詳細を調整する。 ・一時的な遺体の安置や搬送に備え、備蓄している不織布製マスク、ゴーグル等の物資を配付し、在庫を把握し、補充・確保する。 ・遺体安置所から火葬場まで効率的、安全に搬送する。	52ページ

2 関係課となっている業務（関係各課と表記しているものも含む）

対策の分類	業務名（対策細目）	対応マニュアル
実施体制	行政機能の維持	8ページ
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集	10ページ
予防・まん延防止	集会等の自粛（文化施設の対応等）	25ページ
	イベント等の自粛	26ページ
	企業、事業者（社員）の感染防止	27ページ
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持	8ページ
	企業、事業者の業務継続	45ページ
	火葬炉稼働の調整	54ページ

都市計画課

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名（対策細目）	備 考	対応マニュアル
予防・まん延防止 公共交通機関等への対応	・公共交通機関等に対し、利用者間の接触の機会を減らすための工夫や、マスク着用の励行の呼び掛けなど、適切な感染防止対策を講ずるよう要請する。	24ページ

2 関係課となっている業務（関係各課と表記しているものも含む）

対策の分類	業務名（対策細目）	対応マニュアル
実施体制	白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置	5ページ
	行政機能の維持	8ページ
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集	10ページ
予防・まん延防止	集会等の自粛（文化施設の対応等）	25ページ
	イベント等の自粛	26ページ
予防接種	住民接種の接種体制構築及び接種の実施	33ページ
医療	医療体制確保への協力	36ページ
	重症化予防のための医療の確保への協力	38ページ
	臨時の医療施設設置に係る協力	39ページ
情報提供・共有	情報提供と共有	40ページ
	食料品等の備蓄の推奨	43ページ
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持	8ページ
	臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施	52ページ

上下水道課

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名（対策細目）	備 考	対応マニュアル
予防接種 特定接種の接種体制構築及び 接種の実施	・登録した職員が円滑に接種を受けられるよう対応する。	31ページ
市民生活及び市民経済の安定の確保 水の安定供給	・市は、千葉県水道局と連携を図り、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。 ・水道水の安定供給について情報提供するとともに、水道水についての相談窓口を周知する。	51ページ

2 関係課となっている業務（関係各課と表記しているものも含む）

対策の分類	業務名（対策細目）	対応マニュアル
実施体制	実施体制の整備	4ページ
	白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置	5ページ
	行政機能の維持	8ページ
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集	10ページ
予防・まん延防止	集会等の自粛（文化施設の対応等）	25ページ
	イベント等の自粛	26ページ
予防接種	住民接種の接種体制構築及び接種の実施	33ページ
医療	医療体制確保への協力	36ページ
	重症化予防のための医療の確保への協力	38ページ
	臨時の医療施設設置に係る協力	39ページ
情報提供・共有	情報提供と共有	40ページ
	食料品等の備蓄の推奨	43ページ
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持	8ページ
	臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施	52ページ

教育支援課

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名（対策細目）	備 考	対応マニュアル
サーベイランス・情報収集 サーベイランスへの協力・情報収集	・県等と連携し、インフルエンザの発生状況等の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、保育施設や学校等におけるインフルエンザ集団発生の把握などの情報収集に協力する。	10ページ
予防・まん延防止 小中学校の対応	・県の要請により臨時休業を実施する。また、季節性インフルエンザと同様の扱いとなった場合は、児童・生徒等の健康被害を最小限にするため、必要に応じて、市教育委員会または学校長の判断で臨時休業を実施する。休業中における児童・生徒の生活指導や応急教育を検討・実施する。・学校に対し、咳エチケットの励行、マスクの着用、うがい・手洗いを強く勧奨する。・児童生徒、教職員から患者が発生した場合や家族が発症した場合は、国の示す患者及び濃厚接触者の外出自粛期間等の目安に基づく対応をする。	13ページ

2 関係課となっている業務（関係各課と表記しているものも含む）

対策の分類	業務名（対策細目）	対応マニュアル
実施体制	実施体制の整備	4ページ
	白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置	5ページ
	行政機能の維持	8ページ
予防・まん延防止	保育所、学童クラブの対応	15ページ
	外出等の自粛要請	21ページ
	集会等の自粛（文化施設の対応等）	25ページ
	イベント等の自粛	26ページ
予防接種	特定接種の接種体制構築及び接種の実施	31ページ
	住民接種の接種体制構築及び接種の実施	33ページ
医療	医療体制確保への協力	36ページ
	重症化予防のための医療の確保への協力	38ページ
	臨時の医療施設設置に係る協力	39ページ
情報提供・共有	情報提供と共有	40ページ
	食料品等の備蓄の推奨	43ページ
	相談窓口の設置	44ページ
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持	8ページ
	臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施	52ページ

生涯学習課

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名（対策細目）	備 考	対応マニュアル
予防・まん延防止 社会教育施設等の対応	・ 消毒液の設置を行うなど、感染拡大防止に努める。 ・ 不特定多数の市民が利用する市施設（指定管理者を含む）は、感染拡大の場となることが予想されるため、状況に応じて利用制限を行う。 ・ 行事・イベント等は、状況に応じて中止するなどの検討を行う。 ・ 県からの要請により、不特定多数の市民が集まるイベント等の活動を自粛する。 ・ まん延時には、利用団体等に対し自主的な活動自粛を促す。	23ページ
予防・まん延防止 イベント等の自粛	・ 県の要請により県と協力して、不要不急の大規模集会や不特定多数の集まる活動を自粛するよう要請する。 ・ 行事・イベント等は、状況に応じて中止するなどの検討を行う。 ・ 消毒液の設置を行うなど、感染拡大防止に努める。	26ページ
実施体制・市民生活及び市民 経済の安定の確保 臨時遺体安置所の設営と円滑 な埋火葬の実施	・ 火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を確保する必要がある。	52ページ

2 関係課となっている業務（関係各課と表記しているものも含む）

対策の分類	業務名（対策細目）	対応マニュアル
実施体制	実施体制の整備	4ページ
	白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置	5ページ
	行政機能の維持	8ページ
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集	10ページ
予防・まん延防止	外出等の自粛要請	21ページ
	集会等の自粛（文化施設の対応等）	25ページ
予防接種	特定接種の接種体制構築及び接種の実施	31ページ
	住民接種の接種体制構築及び接種の実施	33ページ
医療	医療体制確保への協力	36ページ
	重症化予防のための医療の確保への協力	38ページ
	臨時の医療施設設置に係る協力	39ページ
情報提供・共有	情報提供と共有	40ページ
	食料品等の備蓄の推奨	43ページ
市民生活及び市民経済の安定 の確保	行政機能の維持	8ページ
	臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施	52ページ

文化センター

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名（対策細目）	備 考	対応マニュアル
予防・まん延防止 社会教育施設等の対応 イベント等の自粛	・ 消毒液の設置を行うなど、感染拡大防止に努める。 ・ 不特定多数の市民が利用する市施設（指定管理者を含む）は、感染拡大の場となることが予想されるため、状況に応じて利用制限を行う。 ・ 行事・イベント等は、状況に応じて中止するなどの検討を行う。 ・ 県からの要請により、不特定多数の市民が集まるイベント等の活動を自粛する。 ・ まん延時には、利用団体等に対し自主的な活動自粛を促す。	23ページ 26ページ

2 関係課となっている業務（関係各課と表記しているものも含む）

対策の分類	業務名（対策細目）	対応マニュアル
実施体制	白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置	5ページ
	行政機能の維持	8ページ
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集	10ページ
予防・まん延防止	集会等の自粛（文化施設の対応等）	25ページ
	イベント等の自粛	26ページ
予防接種	住民接種の接種体制構築及び接種の実施	33ページ
医療	医療体制確保への協力	36ページ
	重症化予防のための医療の確保への協力	38ページ
	臨時の医療施設設置に係る協力	39ページ
情報提供・共有	情報提供と共有	40ページ
	食料品等の備蓄の推奨	43ページ
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持	8ページ
	臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施	52ページ

発生時優先業務（優先継続業務）

課等名	係等名	業務名	発生時優先業務			備考
			A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
未来創造戦略室		企業誘致（地区まちづくり協議会への支援を含む。）に関すること。			○	
未来創造戦略室		駅周辺地域の活性化に関すること。			○	
未来創造戦略室		工業専用地域の振興に関すること。			○	
未来創造戦略室		工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく申請、審査等に関すること。			○	
総務課	行政係	災害関連議案の調整に関すること。	○			
総務課	行政係	議会との連絡調整及び災害関連以外の議案の調整に関すること。		○		
総務課	行政係	行政組織及び事務分掌に関すること。			○	
総務課	行政係	行政境界に関すること。			○	
総務課	行政係	自衛官募集に関すること。			○	
総務課	行政係	地方分権に関すること。			○	
総務課	行政係	公印の管理に関すること。	○			
総務課	行政係	条例、規則等の審査に関すること。		○		
総務課	行政係	文書管理に関すること。		○		
総務課	行政係	公文書の收受及び発送に関すること。	○			
総務課	行政係	例規集に関すること。			○	
総務課	行政係	情報公開制度に関すること。			○	
総務課	行政係	訴訟及び顧問弁護士に関すること。			○	
総務課	行政係	行政不服審査及び行政手続に関すること。		○		
総務課	行政係	共用事務機器の管理に関すること。		○		
総務課	行政係	政治倫理審査会に関すること。			○	
総務課	行政係	行政相談に関すること。			○	
総務課	行政係	行事の共催及び後援に関すること。			○	
総務課	行政係	行財政改革の推進、調査及び研究に関すること。			○	
総務課	行政係	補助金及び扶助費に関すること。			○	
総務課	行政係	使用料及び手数料に関すること。			○	
総務課	行政係	平和施策に関すること。			○	
総務課	行政係	その他他の部の主管に属しない事項に関すること。		○		
総務課	デジタル推進係	デジタルトランスフォーメーションの推進に関すること。			○	
総務課	デジタル推進係	ガバメントクラウドの利用及び調整に関すること。		○		
総務課	デジタル推進係	システム標準化に係るシステムの移行、運営及び調整に関すること。		○		
総務課	デジタル推進係	電子計算機の利用に係る総合的企画及び調整に関すること。			○	
総務課	デジタル推進係	庁内の情報化の推進及び調査研究に関すること。			○	
総務課	デジタル推進係	電子計算機の維持管理に関すること。	○			詳細はICT部門の業務継続計画に記載
総務課	デジタル推進係	電子計算機等により処理された各種データの保護に関すること。	○			詳細はICT部門の業務継続計画に記載
総務課	デジタル推進係	電子計算機に係る職員研修に関すること。			○	
総務課	デジタル推進係	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。		○		
人事課	人事研修係	職員の任用、服務及び賞罰に関すること。（災害派遣等災害関連）	○			
人事課	人事研修係	職員の任用、服務及び賞罰に関すること。（通常分）			○	
人事課	人事研修係	職員の勤務時間その他勤務条件に関すること。		○		
人事課	人事研修係	職員の人事評価に関すること。			○	
人事課	人事研修係	職員の研修及び能力開発に関すること。			○	
人事課	人事研修係	職員の定数管理に関すること。			○	
人事課	給与厚生係	職員の給与及び旅費に関すること。		○		
人事課	給与厚生係	職員の共済に関すること。		○		
人事課	給与厚生係	会計年度任用職員に関すること。		○		
人事課	給与厚生係	公務災害補償に関すること。		○		
人事課	給与厚生係	職員の衛生管理に関すること。	○			
人事課	給与厚生係	職員の福利厚生に関すること。			○	
人事課	給与厚生係	職員団体に関すること。			○	
秘書課	秘書班	秘書に関すること。	○			
秘書課	秘書班	交際及び儀式に関すること。			○	
秘書課	秘書班	行事予定の調整に関すること。	○			
秘書課	秘書班	市長会等に関すること。	○			
秘書課	秘書班	栄典に関すること。	○			国県との協議により期限等の延長が可能な場合はB又はCに変更する。
秘書課	秘書班	市表彰に関すること。			○	
秘書課	広聴・魅力発信係	広聴に関すること。		○		
秘書課	広聴・魅力発信係	シティプロモーションに関すること。			○	
秘書課	広聴・魅力発信係	広報紙等の編集発行に関すること。		○		印刷事業者や配布事業者の状況等により遅れることも想定される。
秘書課	広聴・魅力発信係	市勢の記録広報に関すること。		○		
秘書課	広聴・魅力発信係	報道機関との連絡調整に関すること。	○			
秘書課	広聴・魅力発信係	ホームページ等による情報提供に関すること。		○		
秘書課	広聴・魅力発信係	ふるさと納税に関すること。		○		
秘書課	広聴・魅力発信係	その他広報活動に関すること。		○		
公共施設マシ' ヌト課	公共施設マシ' ヌト班	公共施設の適正配置の推進に関すること。			○	
公共施設マシ' ヌト課	公共施設マシ' ヌト班	公共施設等総合管理計画に関すること。			○	
公共施設マシ' ヌト課	公共施設マシ' ヌト班	公共施設の設計、施行、監理及び定期点検に関すること。			○	
公共施設マシ' ヌト課	公共施設マシ' ヌト班	公共施設の維持保全に係る支援に関すること。		○		
公共施設マシ' ヌト課	公共施設マシ' ヌト班	公共施設整備保全基金に関すること。			○	
公共施設マシ' ヌト課	公共施設マシ' ヌト班	指定管理者制度に関すること。			○	
公共施設マシ' ヌト課	管財係	公有財産の取得、管理及び処分の総括に関すること。			○	

課等名	係等名	業務名	発生時優先業務			備考
			A 業務 優先継続業務	B 業務 縮小継続業務	C 業務 休止業務	
公共施設マシノノ課	管財係	公有財産の利活用に関すること。			○	
公共施設マシノノ課	管財係	公有財産台帳の整備及び管理に関すること。			○	
公共施設マシノノ課	管財係	普通財産の維持管理及び処分に関すること。			○	
公共施設マシノノ課	管財係	本庁舎、保健福祉センター及びその他付属施設の維持管理に関すること。	○			
公共施設マシノノ課	管財係	災害共済及び損害保険に関すること。		○		
公共施設マシノノ課	管財係	土地開発基金に関すること。			○	
公共施設マシノノ課	管財係	公用車の管理の総括に関すること。	○			
公共施設マシノノ課	管財係	職員的安全運転管理に関すること。			○	
危機管理課	危機管理係	防災対策の総合計画及び調整に関すること。			○	
危機管理課	危機管理係	地域防災対策に関すること。			○	
危機管理課	危機管理係	防災会議及び災害対策本部に関すること。	○			
危機管理課	危機管理係	災害に係る業務継続計画に関すること。		○		
危機管理課	危機管理係	防災訓練に関すること。			○	
危機管理課	危機管理係	非常応急用機材又は資材の備蓄及び整備に関すること。			○	
危機管理課	危機管理係	自主防災組織に関すること。		○		
危機管理課	危機管理係	防災行政無線に関すること。		○		
危機管理課	危機管理係	国民保護に関すること。			○	
危機管理課	危機管理係	国民保護協議会、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。	○			
危機管理課	危機管理係	消防団の組織及び運営に関すること。		○		
危機管理課	危機管理係	消防防災施設の整備及び管理に関すること。		○		
危機管理課	危機管理係	印西地区消防組合に関すること。		○		
危機管理課	危機管理係	印旛利根川水防事務組合に関すること。			○	
危機管理課	危機管理係	国土強靱化地域計画の策定及び推進に関すること。			○	
企画政策課	企画政策係	総合計画の策定及び推進に関すること。			○	
企画政策課	企画政策係	基本構想及び基本計画に関すること。			○	
企画政策課	企画政策係	計画の総合調整に関すること。			○	
企画政策課	企画政策係	重要政策の総合調整に関すること。			○	
企画政策課	企画政策係	重要施策の企画及び総合調整に関すること。			○	
企画政策課	企画政策係	総合教育会議に関すること。			○	
企画政策課	企画政策係	国土利用計画及び土地利用基本計画に関すること。			○	
企画政策課	企画政策係	広域行政に関すること。		○		
企画政策課	企画政策係	行政経営戦略会議に関すること。		○		
企画政策課	企画政策係	行政評価に関すること。			○	
企画政策課	企画政策係	基幹統計及び県統計に関すること。			○	
企画政策課	企画政策係	外国人支援及び国際理解に関すること。	○			外国人住民への情報発信、支援体制構築
財政課	財政係	財政計画に関すること。			○	
財政課	財政係	予算の編成及び執行調査に関すること。	○			
財政課	財政係	資金計画に関すること。	○			
財政課	財政係	地方交付税に関すること。	○			
財政課	財政係	市債に関すること。			○	
財政課	財政係	決算統計に関すること。			○	
財政課	財政係	健全化判断比率に関すること。			○	
財政課	財政係	予備費の管理に関すること。	○			
財政課	財政係	財政調整基金等に関すること。	○			
財政課	財政係	千葉北部地区新住宅市街地開発事業に係る市の財政に関すること。			○	
財政課	財政係	公会計に関すること。			○	
財政課	財政係	その他の市の財政に関すること。		○		
財政課	契約検査班	契約事務の総括に関すること。	○			
財政課	契約検査班	入札参加資格の審査及び登録に関すること。			○	
財政課	契約検査班	入札の執行に関すること。		○		
財政課	契約検査班	契約及び入札に係る審査会等に関すること。		○		
課税課	市民税係	課専用の公印の管理に関すること。	○			
課税課	市民税係	市民税及び県民税並びに森林環境税の賦課に関すること。			○	
課税課	市民税係	軽自動車税の賦課に関すること。			○	
課税課	市民税係	市たばこ税に関すること。			○	
課税課	市民税係	原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識等に関すること。		○		
課税課	市民税係	自動車の臨時運行許可に関すること。		○		
課税課	市民税係	市民税及び県民税並びに森林環境税の課税証明に関すること。		○		
課税課	固定資産税係	土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。			○	
課税課	固定資産税係	土地及び家屋の評価に関すること。			○	
課税課	固定資産税係	国有資産等所在市町村交付金に関すること。			○	
課税課	固定資産税係	償却資産に係る固定資産税の賦課に関すること。			○	
課税課	固定資産税係	台帳の閲覧及び証明に関すること。		○		
収税課	収税係	市税の収納管理に関すること。		○		
収税課	収税係	徴収の嘱託及び受託に関すること。		○		
収税課	収税係	納税思想の普及に関すること。			○	
収税課	収税係	徴収簿の整理及び保管に関すること。			○	
収税課	収税係	納税証明に関すること。		○		
収税課	収税係	市税の徴収に関すること。		○		
収税課	収税係	市税の滞納処分及び欠損処分に関すること。			○	
収税課	収税係	市税の納税の猶予に関すること。		○		
収税課	収税係	固定資産評価審査委員会に関すること。		○		
収税課	収税係	移管を受けた債権の徴収及び滞納処分に関すること。			○	
市民活動支援課	市民活動支援係	公益的な市民活動の支援に関すること。		○		
市民活動支援課	市民活動支援係	市民参加・協働の推進の企画及び調整に関すること。			○	
市民活動支援課	市民活動支援係	地域コミュニティ活動の推進に関すること。			○	
市民活動支援課	市民活動支援係	小学校区単位のまちづくり組織に関すること。			○	
市民活動支援課	市民活動支援係	自治組織活動の支援に関すること。			○	
市民活動支援課	市民活動支援係	認可地縁団体に係ること。		○		
市民活動支援課	市民活動支援係	しるい市民まちづくりサポートセンターに関すること。			○	
市民活動支援課	市民活動支援係	白井コミュニティセンターに関すること。			○	
市民活動支援課	市民活動支援係	西白井コミュニティプラザに関すること。			○	

課等名	係等名	業務名	発生時優先業務			備考
			A 業務 優先継続業務	B 業務 縮小継続業務	C 業務 休止業務	
市民活動支援課	市民活動支援係	公民センターに関すること。			○	
市民活動支援課	市民活動支援係	男女共同参画社会の推進に関すること。			○	
市民活動支援課	市民活動支援係	人権啓発に関すること。			○	
市民活動支援課	市民安全班	防犯に関すること。			○	
市民活動支援課	市民安全班	防犯組合に関すること。			○	
市民活動支援課	市民安全班	交通安全対策に関すること。			○	
市民活動支援課	市民安全班	交通指導員に関すること。			○	
市民活動支援課	市民安全班	交通災害共済に関すること。		○		
市民活動支援課	市民安全班	白井市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）に関すること。			○	
市民活動支援課	市民安全班	特定空き家に関すること。		○		
市民活動支援課	公民センター	公民センターの事業の計画及び実施に関すること。			○	
市民活動支援課	公民センター	公民センターの利用の許可及び取消しに関すること。			○	
市民活動支援課	公民センター	公民センターの施設及び設備の管理に関すること。			○	
市民活動支援課	公民センター	公民センターの使用料の徴収に関すること。			○	
市民課	戸籍係	戸籍に関すること。	○			
市民課	戸籍係	埋火葬及び改葬許可に関すること。	○			
市民課	戸籍係	人口動態に関すること。			○	
市民課	戸籍係	犯罪人名簿に関すること。			○	
市民課	戸籍係	成年被後見人、被保佐人、準禁治産者及び破産者に関すること。		○		
市民課	戸籍係	一般旅券に関すること。		○		
市民課	市民係	課専用の公印の管理に関すること。	○			
市民課	市民係	住民基本台帳に関すること。	○			
市民課	市民係	印鑑の登録及び証明に関すること。	○			
市民課	市民係	人口の統計に関すること。			○	
市民課	市民係	住民の実態調査に関すること。			○	
市民課	市民係	住民基本台帳の閲覧に関すること。		○		
市民課	市民係	住居表示に関すること。			○	
市民課	市民係	字の区域及び名称に関すること。			○	
市民課	市民係	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の指定等及び個人番号カードの交付等に関すること。	○			
環境課	環境保全係	環境保全施策の調査研究、企画及び調整に関すること。			○	
環境課	環境保全係	環境基本計画に関すること。			○	
環境課	環境保全係	環境学習に関すること。			○	
環境課	環境保全係	自然保護に関すること。			○	
環境課	環境保全係	公共用水域の水質保全に関すること。	○			
環境課	環境保全係	空き地の環境保全に関すること。			○	
環境課	環境保全係	動物の愛護及び管理に関すること。		○		
環境課	環境保全係	狂犬病予防及び畜犬登録等に関すること。			○	
環境課	環境保全係	公害防止に関すること。		○		
環境課	環境保全係	地下水汚染対策に関すること。		○		
環境課	環境保全係	水道法（昭和32年法律第177号）に基づく専用水道及び簡易専用水道に関すること。	○			
環境課	環境保全係	白井市小規模水道条例（平成24年条例第26号）に基づく小規模専用水道及び小規模簡易専用水道に関すること。	○			
環境課	環境保全係	飲用井戸等の衛生対策に関すること。	○			
環境課	環境保全係	土砂等の埋立て等に関すること。			○	
環境課	環境保全係	墓地等の経営許可等に関すること。			○	
環境課	環境保全係	環境審議会に関すること。			○	
環境課	環境保全係	放射線対策に係る方針の総合調整に関すること。			○	
環境課	環境保全係	放射線対策に係る関係機関等との連絡調整に関すること。			○	
環境課	環境保全係	省資源・省エネルギーに関すること。			○	
環境課	環境保全係	合併処理浄化槽の普及及び管理指導に関すること。			○	
環境課	環境保全係	合併処理浄化槽の補助金に関すること。			○	
環境課	きれいなまちづくり係	廃棄物の処理及び清掃に関すること。		○		
環境課	きれいなまちづくり係	廃棄物の減量化又は資源化の啓発及び推進に関すること。			○	
環境課	きれいなまちづくり係	印西地区環境整備事業組合に関すること。		○		
環境課	きれいなまちづくり係	生活環境指導員に関すること。			○	
環境課	きれいなまちづくり係	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合に関すること。		○		
環境課	きれいなまちづくり係	廃棄物の不法投棄対策に関すること。		○		
環境課	きれいなまちづくり係	廃棄物減量等推進審議会に関すること。			○	
環境課	きれいなまちづくり係	アダプトプログラムの普及及び啓発に関すること。			○	
産業振興課	農政係	農林水産業の施策の企画、普及及び調査研究に関すること。			○	
産業振興課	農政係	農業振興地域の整備に関すること。			○	
産業振興課	農政係	経営構造対策事業に関すること。			○	
産業振興課	農政係	農業経営基盤強化促進対策事業に関すること。			○	
産業振興課	農政係	就農支援に関すること。			○	
産業振興課	農政係	都市と農村の交流に関すること。			○	
産業振興課	農政係	米穀の生産調整に関すること。			○	
産業振興課	農政係	米消費拡大事業に関すること。			○	
産業振興課	農政係	農林水産業及び畜産業に関すること。			○	
産業振興課	農政係	農林水産団体及び畜産団体の育成に関すること。			○	
産業振興課	農政係	農業委員会との連絡に関すること。		○		
産業振興課	農政係	病害虫の駆除及び家畜伝染病の予防に関すること。	○			
産業振興課	農政係	森林に関すること。			○	
産業振興課	農政係	鳥獣飼養の登録に関すること。		○		
産業振興課	農政係	有雪鳥獣駆除事業に関すること。			○	
産業振興課	農政係	ヤマドリの販売許可に関すること。			○	
産業振興課	農政係	土地改良事業に関すること。			○	
産業振興課	農政係	農道整備事業に関すること。			○	
産業振興課	農政係	農業用水路整備に関すること。			○	
産業振興課	農政係	果樹園芸振興に関すること。			○	

課等名	係等名	業務名	発生時優先業務			備考
			A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
産業振興課	商工振興係	商工業の振興にすること。			○	
産業振興課	商工振興係	商工団体にすること。			○	
産業振興課	商工振興係	観光にすること。			○	
産業振興課	商工振興係	ふるさと産品の育成にすること。			○	
産業振興課	商工振興係	中小企業資金融資にすること。		○		
産業振興課	商工振興係	大規模小売店舗等にすること。			○	
産業振興課	商工振興係	土砂採取にすること。			○	
産業振興課	商工振興係	労政にすること。		○		
産業振興課	消費生活センター	白井市消費生活センターの組織及び運営等に関する 条例施行規則（平成28年規則第26号）第2 条各号に掲げる事務にすること。		○		
産業振興課	消費生活センター	消費生活及び消費者保護にすること。		○		
産業振興課	消費生活センター	消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31 号）に基づく立入検査、報告徴収等にすること。			○	
産業振興課	消費生活センター	電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に 基づく立入検査、報告徴収等にすること。			○	
産業振興課	消費生活センター	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に 関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく 立入検査、報告徴収義務等にすること。			○	
産業振興課	消費生活センター	ガス事業法（昭和29年法律第51号）の立入検 査、報告徴収等にすること。			○	
産業振興課	消費生活センター	計量器にすること。			○	
社会福祉課	厚生係	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基 づく医療、介護、経理及び統計にすること。	○			
社会福祉課	厚生係	社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基 づく社会福祉法人の認可等にすること。			○	法人の利害にかかわる ため、状況判断が必要
社会福祉課	厚生係	社会福祉法に基づく隣保事業の開始、変更、廃止 にすること。			○	
社会福祉課	厚生係	地域福祉に係る企画及び調査研究にすること。			○	
社会福祉課	厚生係	民生委員にすること。		○		地域の担い手である民 生委員との連携は、援 護体制が整う時期に着 手する。
社会福祉課	厚生係	戦傷病者、戦没者遺族及び引揚者の援護に すること。			○	
社会福祉課	厚生係	災害援護にすること。	○			
社会福祉課	厚生係	行旅死亡人にすること。	○			
社会福祉課	厚生係	日本赤十字にすること。		○		
社会福祉課	厚生係	生活困窮者自立支援事業にすること。		○		
社会福祉課	厚生係	福祉相談にすること。		○		生命を脅かす危険のある 場合は、A業務とする。
社会福祉課	厚生係	社会福祉協議会と社会福祉団体との連絡調整に すること。	○			
社会福祉課	厚生係	福祉事務所内の連絡調整にすること。	○			
社会福祉課	厚生係	その他の課に属しない福祉にすること。		○		
社会福祉課	厚生係	保健福祉センターの維持管理にすること。	○			
社会福祉課	厚生係	地域福祉センターにすること。			○	
社会福祉課	厚生係	民生委員推薦会にすること。			○	
社会福祉課	厚生係	保健福祉の総合調整にすること。		○		
社会福祉課	生活支援班	生活保護の相談、申請、決定及び実施に すること。	○			
社会福祉課	生活支援班	行旅病人にすること。	○			
社会福祉課	生活支援班	その他保護にすること。		○		
障害福祉課	給付係	障害者等の福祉に係る企画及び調査研究に すること。			○	
障害福祉課	給付係	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基 づく障害児通所支援等にすること。		○		
障害福祉課	給付係	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律（平成17年法律第123号）に 基づく自立支援給付及び地域生活支援事業に すること。		○		
障害福祉課	給付係	障害者の手当、助成にすること。		○		
障害福祉課	給付係	障害者施設（障害者支援センター及び福祉作 業所をいう。）にすること。			○	
障害福祉課	給付係	こども発達センターにすること。			○	
障害福祉課	給付係	その他障害福祉にすること。		○		
障害福祉課	障害支援係	障害者等への相談支援にすること。		○		
障害福祉課	障害支援係	障害者の権利擁護にすること。		○		
障害福祉課	障害支援係	障害の手帳の交付等にすること。		○		
障害福祉課	障害支援係	自立支援医療にすること。		○		
障害福祉課	障害支援係	地域自立支援協議会にすること。			○	
障害福祉課	障害支援係	障害者介護給付認定審査会にすること。		○		
障害福祉課	障害支援係	地域活動支援センターにすること。			○	
障害福祉課	障害支援係	障害者の更生相談にすること。		○		
障害福祉課	障害支援係	その他障害者等の支援にすること。		○		
障害福祉課	障害者地域活動支 援センター	障害者の創作的活動及びレクリエーションに すること。			○	
障害福祉課	障害者地域活動支 援センター	障害者の機能訓練及び社会適応訓練に すること。		○		
障害福祉課	障害者地域活動支 援センター	障害に対する啓発活動にすること。			○	
障害福祉課	障害者地域活動支 援センター	障害者関係福祉団体の支援にすること。			○	
障害福祉課	障害者地域活動支 援センター	センターの管理運営にすること。			○	
障害福祉課	こども発達センター	保護者に子どもを引き渡す。	○			
障害福祉課	こども発達センター	障害児等の日常生活の指導及び相談に すること。		○		
障害福祉課	こども発達センター	障害児等の発達及び療育相談にすること。		○		
障害福祉課	こども発達センター	障害児等が在籍する機関又はその職員に 対する発達相談及び発達指導にすること。		○		
障害福祉課	こども発達センター	センターの管理運営にすること。	○			

課等名	係等名	業務名	発生時優先業務			備考
			A 業務 優先継続業務	B 業務 縮小継続業務	C 業務 休止業務	
高齢者福祉課	地域包括ケア推進係	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく更生支援に関すること。	○			
高齢者福祉課	地域包括ケア推進係	老人ホーム入所判定委員会に関すること。		○		
高齢者福祉課	地域包括ケア推進係	高齢者在宅福祉サービスに関すること。		○		
高齢者福祉課	地域包括ケア推進係	敬老事業に関すること。			○	
高齢者福祉課	地域包括ケア推進係	高齢者クラブの育成に関すること。			○	
高齢者福祉課	地域包括ケア推進係	老人福祉センターに関すること。			○	
高齢者福祉課	地域包括ケア推進係	老人憩いの家に関すること。			○	
高齢者福祉課	地域包括ケア推進係	高齢者就労指導センターに関すること。			○	
高齢者福祉課	地域包括ケア推進係	シルバー人材センターに関すること。		○		
高齢者福祉課	地域包括ケア推進係	福祉有償運送運営協議会に関すること。			○	
高齢者福祉課	地域包括ケア推進係	地域包括支援センターに関すること。		○		
高齢者福祉課	地域包括ケア推進係	地域包括支援センター運営協議会に関すること。			○	
高齢者福祉課	地域包括ケア推進係	総合相談業務に関すること。		○		
高齢者福祉課	地域包括ケア推進係	権利擁護業務に関すること。		○		
高齢者福祉課	地域包括ケア推進係	包括的・継続的ケアマネジメントに関すること。		○		
高齢者福祉課	地域包括ケア推進係	在宅医療・介護連携推進に関すること。			○	
高齢者福祉課	地域包括ケア推進係	生活支援体制整備に関すること。			○	
高齢者福祉課	地域包括ケア推進係	認知症施策に関すること。			○	
高齢者福祉課	地域包括ケア推進係	地域ケア会議に関すること。			○	
高齢者福祉課	地域包括ケア推進係	介護予防・生活支援サービス事業に関すること。		○		
高齢者福祉課	地域包括ケア推進係	介護予防事業に関すること。			○	
高齢者福祉課	地域包括ケア推進係	成年後見制度に関すること。		○		
高齢者福祉課	地域包括ケア推進係	その他高齢者福祉に関すること。			○	
高齢者福祉課	介護保険係	介護保険特別会計に関すること。		○		
高齢者福祉課	介護保険係	介護保険事業の運営に関すること。		○		
高齢者福祉課	介護保険係	高齢者福祉計画・介護保険事業計画に関すること。			○	
高齢者福祉課	介護保険係	要介護認定及び要支援認定に関すること。		○		
高齢者福祉課	介護保険係	介護保険被保険者の資格管理に関すること。		○		
高齢者福祉課	介護保険係	介護保険の保険給付に関すること。	○			
高齢者福祉課	介護保険係	介護保険料の賦課徴収（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。		○		
高齢者福祉課	介護保険係	介護サービス相談員に関すること。			○	
高齢者福祉課	介護保険係	介護サービス事業者の指定、指導及び監督に関すること。			○	
高齢者福祉課	介護保険係	介護認定審査会に関すること。		○		
子育て支援課	子育て支援係	児童・母子等の福祉に係る企画及び調査研究に関すること。			○	
子育て支援課	子育て支援係	児童手当及び児童扶養手当に関すること。		○		
子育て支援課	子育て支援係	児童遊園に関すること。			○	
子育て支援課	子育て支援係	ひとり親家庭等医療費助成に関すること。		○		
子育て支援課	子育て支援係	児童委員及び主任児童委員に関すること。				
子育て支援課	子育て支援係	助産施設における助産の実施及び母子生活支援施設における母子保護の実施に関すること。	○			
子育て支援課	子育て支援係	その他児童・母子（寡婦）及び父子福祉に関すること。		○		
子育て支援課	子育て支援係	児童館に関すること。			○	
子育て支援課	子育て支援係	子ども医療費の助成に関すること。		○		
子育て支援課	子育て支援係	未熟児養育医療給付事業に関すること。		○		
子育て支援課	子育て支援係	子ども・子育て支援計画の策定及び推進に関すること。			○	
子育て支援課	子育て支援係	子育て短期支援事業（ショートステイ）に関すること。			○	
子育て支援課	子育て支援係	ママヘルパー派遣事業に関すること。			○	
子育て支援課	子育て支援係	ファミリーサポートセンターに関すること。			○	
子育て支援課	家庭児童相談室	家庭児童相談に関すること。		○		
子育て支援課	家庭児童相談室	児童虐待の防止に関すること。	○			
子育て支援課	家庭児童相談室	要保護児童等への支援に関すること。	○			
子育て支援課	家庭児童相談室	配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関すること。	○			
保育課	保育係	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく支給認定及び給付に関すること。		○		
保育課	保育係	保育の利用に係る事務に関すること。		○		
保育課	保育係	教育・保育施設及び子育て支援施設の確認及び指導に関すること。		○		
保育課	保育係	地域型保育事業の認可、確認及び指導に関すること。		○		
保育課	保育係	教育・保育施設の運営費補助に関すること。		○		
保育課	保育係	保育施設の企画・立案に関すること。			○	
保育課	保育係	保育料の賦課及び徴収（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。		○		
保育課	保育係	地域子育て支援拠点事業に関すること。			○	
保育課	保育係	病児・病後児保育事業に関すること。			○	
保育課	保育係	放課後児童健全育成事業に関すること。		○		
保育課	保育係	一時保育に関すること。		○		
保育課	保育係	送迎ステーションに関すること。		○		
保育課	保育係	保育コンシェルジュに関すること。			○	
保育課	保育係	公立保育所の施設整備及び維持管理に関すること。	○			
保育課	保育係	その他保育に関すること。			○	
保育課	清水口・南山・桜台保育園	保護者に子どもを引き渡す。	○			
保育課	清水口・南山・桜台保育園	乳幼児の保育指導に関すること。			○	
保育課	清水口・南山・桜台保育園	乳幼児の健康管理に関すること。			○	
保育課	清水口・南山・桜台保育園	所の管理運営に関すること。		○		

課等名	係等名	業務名	発生時優先業務			備考
			A 業務 優先継続業務	B 業務 縮小継続業務	C 業務 休止業務	
健康課	健康づくり推進係	健康づくり施策の企画、普及及び調査研究に関すること。			○	
健康課	健康づくり推進係	市民の健康づくりの支援に関すること。			○	
健康課	健康づくり推進係	成人の健康相談及び指導に関すること。		○		
健康課	健康づくり推進係	食育及び食からの健康づくりに関すること。			○	
健康課	健康づくり推進係	食品衛生に関すること。			○	
健康課	健康づくり推進係	自殺対策に関すること。			○	
健康課	健康づくり推進係	医療機関との調整に関すること。		○		
健康課	健康づくり推進係	献血及び骨髄等移植ドナー支援に関すること。			○	
健康課	健康づくり推進係	総合保健センターに関すること。			○	
健康課	健康づくり推進係	災害時の医療救護活動に関すること。		○		災害発生時はA業務とする
健康課	保健予防係	成人の保健衛生施策の企画、普及及び調査研究に関すること。			○	
健康課	保健予防係	結核予防及び生活習慣病予防に係る住民健（検）診に関すること。			○	
健康課	保健予防係	特定健康診査等の実施に関すること。			○	
健康課	保健予防係	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の企画調整に関すること。			○	
健康課	保健予防係	予防接種に関すること。		○		
健康課	保健予防係	感染症予防に関すること。	○			
健康課	保健予防係	新型インフルエンザ等対策本部に関すること。	○			
健康課	保健予防係	その他成人の保健衛生に関すること。			○	
健康課	母子保健係	母子の保健衛生施策の企画、普及及び調査研究に関すること。			○	
健康課	母子保健係	母子保健事業に関すること。			○	
健康課	母子保健係	母子の健康相談及び指導に関すること。		○		
健康課	母子保健係	歯科口腔保健に関すること。			○	
健康課	母子保健係	その他母子の保健衛生に関すること。			○	
保険年金課	保険税係	国民健康保険特別会計及び後期高齢者特別会計に関すること。		○		
保険年金課	保険税係	国民健康保険運営協議会に関すること。			○	
保険年金課	保険税係	国民健康保険の資格の取得及び喪失に関すること。	○			
保険年金課	保険税係	国民健康保険被保険者証（法改正後は健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード）及び資格確認書に関すること。	○			
保険年金課	保険税係	国民健康保険税の賦課徴収に関すること。		○		
保険年金課	保険税係	後期高齢者医療保険料の賦課徴収（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。		○		
保険年金課	保険税係	後期高齢者医療保険料の滞納処分に関すること。			○	
保険年金課	保険税係	国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の収納に関すること。		○		
保険年金課	保険税係	後期高齢者医療に係る資格の取得及び資格喪失の受付手続きに関すること。	○			
保険年金課	保険年金係	国民健康保険の給付及び記録に関すること。	○			
保険年金課	保険年金係	国民健康保険の交付金及び納付金等に関すること。		○		
保険年金課	保険年金係	医療費及び診療報酬の請求の審査に関すること。		○		
保険年金課	保険年金係	特定健康診査等の管理に関すること。			○	
保険年金課	保険年金係	国民健康保険の保健事業に関すること。			○	
保険年金課	保険年金係	後期高齢者医療に係る各種届出及び申請に関すること。		○		
保険年金課	保険年金係	後期高齢者医療の保健事業に関すること。			○	
保険年金課	保険年金係	国民年金の資格の取得及び喪失に関すること。		○		
保険年金課	保険年金係	国民年金の給付に係る各種届出及び相談に関すること。		○		
保険年金課	保険年金係	福祉年金の届出等に関すること。		○		
保険年金課	保険年金係	国民年金事業の普及に関すること。			○	
保険年金課	保険年金係	災害時の医療救護活動に関すること。		○		災害発生時はA業務とする
都市計画課	計画整備係	課専用の公印の管理に関すること。	○			
都市計画課	計画整備係	都市計画の基本計画、調査及び立案に関すること。			○	
都市計画課	計画整備係	都市計画の決定及び変更に関すること。			○	
都市計画課	計画整備係	生産緑地に関すること。			○	
都市計画課	計画整備係	景観に関すること。			○	
都市計画課	計画整備係	屋外広告物に関すること。			○	
都市計画課	計画整備係	国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく届出に関すること。		○		
都市計画課	計画整備係	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく届出、申出等に関すること。		○		
都市計画課	計画整備係	都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画施設の区域内等における建築行為の許可及び指導に関すること。		○		
都市計画課	計画整備係	駐車場法（昭和32年法律第106号）及び高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく路外駐車場及び特定路外駐車場の設置等に関すること。			○	
都市計画課	計画整備係	国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査事業に関すること。			○	
都市計画課	計画整備係	地価公示法（昭和44年法律第49号）に基づく図書の閲覧に関すること。			○	
都市計画課	計画整備係	白井市まちづくり条例（平成16年条例第1号）に関すること。		○		
都市計画課	計画整備係	市街地開発事業に関すること。			○	
都市計画課	計画整備係	北千葉道路建設事業に関すること。			○	
都市計画課	計画整備係	千葉北西連絡道路事業に関すること。			○	
都市計画課	計画整備係	まちづくりに関する交付金事業等の総合調整に関すること。			○	
都市計画課	公園緑地係	都市公園緑地の計画及び整備に関すること。			○	
都市計画課	公園緑地係	都市公園緑地の維持管理に関すること。		○		
都市計画課	公園緑地係	都市公園緑地の使用及び占用に関すること。			○	

課等名	係等名	業務名	発生時優先業務			備考
			A 業務 優先継続業務	B 業務 縮小継続業務	C 業務 休止業務	
都市計画課	公園緑地係	緑地の保全に關すること。			○	
都市計画課	公園緑地係	緑化の推進に關すること。			○	
都市計画課	公園緑地係	街路樹等の植栽の維持管理に關すること。		○		
都市計画課	交通政策班	公共交通に關すること。		○		
都市計画課	交通政策班	自転車等駐車場の設置及び管理に關すること。		○		
都市計画課	交通政策班	自転車等の放置防止に關すること。			○	
建築宅地課	建築班	課専用の公印の管理に關すること。	○			
建築宅地課	建築班	建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく各種申請の受付及び交付に關すること。		○		
建築宅地課	建築班	建築基準法に基づく審査及び検査に關すること。		○		
建築宅地課	建築班	建築基準法に基づく許可及び認定に關すること。		○		
建築宅地課	建築班	違反建築物の措置に關すること。		○		
建築宅地課	建築班	既存不適合建築物台帳の整備に關すること。			○	
建築宅地課	建築班	道路の位置の指定に關すること。		○		
建築宅地課	建築班	建築協定に關すること。		○		
建築宅地課	建築班	建築計画概要書等の閲覧に關すること。		○		
建築宅地課	建築班	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良住宅の認定に關すること。		○		
建築宅地課	建築班	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に關する法律（昭和54年法律第49号）に基づく届出等に關すること。		○		
建築宅地課	建築班	特定優良賃貸住宅の供給の促進に關する法律（平成5年法律第52号）に基づく認定等に關すること。		○		
建築宅地課	建築班	建築物の耐震改修の促進に關する法律（平成7年法律第123号）に基づく認定等に關すること。		○		
建築宅地課	建築班	建設工事に係る資材の再資源化等に關する法律（平成12年法律第104号）に基づく届出等に關すること。		○		
建築宅地課	建築班	マンションの建替えの円滑化等に關する法律（平成14年法律第78号）に基づく許可等に關すること。		○		
建築宅地課	建築班	独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に基づく工事審査等に關すること。		○		
建築宅地課	建築班	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に關する法律に基づく計画の認定に關すること。		○		
建築宅地課	建築班	長期優良住宅の普及の促進に關する法律（平成20年法律第87号）に基づく認定に關すること。		○		
建築宅地課	建築班	都市の低炭素化の促進に關する法律（平成24年法律第84号）に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に關すること。		○		
建築宅地課	建築班	建築物のエネルギー消費性能の向上等に關する法律（平成27年法律第53号）に基づく認定等に關すること。		○		
建築宅地課	建築班	空き家対策の総合調整に關すること。		○		
建築宅地課	建築班	その他住宅施策に關すること。		○		
建築宅地課	宅地班	都市計画法に基づく開発行為等の事前協議及び指導に關すること。		○		
建築宅地課	宅地班	都市計画法に基づく開発行為等の許可及び検査に關すること。		○		
建築宅地課	宅地班	既存の権利者の届出の受理に關すること。		○		
建築宅地課	宅地班	開発登録簿の閲覧等に關すること。		○		
建築宅地課	宅地班	開発行為等に關する監督処分等に關すること。		○		
建築宅地課	宅地班	千葉県開発審査会への付議に關すること。		○		
建築宅地課	宅地班	被災宅地危険度判定に關すること。		○		
建築宅地課	宅地班	租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に關すること。		○		
建築宅地課	宅地班	租税特別措置法に基づく低未利用土地等の確認に關すること。		○		
建築宅地課	宅地班	宅地耐震化推進事業に關すること。		○		
建築宅地課	宅地班	その他開発行為等に關すること。		○		
道路課	管理用地係	市道の認定、変更及び廃止に關すること。			○	
道路課	管理用地係	道路台帳及び橋梁台帳の整備及び保管に關すること。			○	
道路課	管理用地係	道路及び水路の占用に關すること。			○	
道路課	管理用地係	道路の使用に關すること。		○		
道路課	管理用地係	道路及び水路の境界査定及び確認書の交付に關すること。		○		
道路課	管理用地係	公共基準点等の管理に關すること。			○	
道路課	管理用地係	特殊車両の通行に關すること。			○	
道路課	管理用地係	防犯灯及び街路灯に係る台帳の整備及び保管に關すること。			○	
道路課	管理用地係	道路等用地の取得、補償及び登記に關すること。			○	
道路課	管理用地係	道路等用地の交換、譲与及び用途廃止に關すること。			○	
道路課	管理用地係	開発行為等に伴う道路及び排水施設の帰属に關すること。			○	
道路課	管理用地係	道路等用地の寄附採納に關すること。			○	
道路課	管理用地係	課の庶務に關すること。			○	
道路課	維持係	道路及び橋梁の維持補修に關すること。		○		
道路課	維持係	水路の維持補修に關すること。		○		
道路課	維持係	道路附属施設の維持補修に關すること。			○	
道路課	維持係	交通安全施設の設置及び維持補修に關すること。			○	
道路課	維持係	道路及び水路の災害復旧に關すること。		○		
道路課	維持係	開発行為等に係る道路及び排水水路の協議に關すること。		○		
道路課	維持係	道路及び水路の施行承認に關すること。		○		
道路課	維持係	他の者が管理する道路及び河川との調整に關すること。			○	
道路課	建設係	道路及び橋梁の新設及び改良の計画の策定に關すること。			○	
道路課	建設係	道路及び橋梁の新設及び改良の設計及び工事に關すること。			○	
道路課	建設係	道路及び橋梁の長寿命化計画の策定に關すること。			○	

課等名	係等名	業務名	発生時優先業務			備考
			A 業務 優先継続業務	B 業務 縮小継続業務	C 業務 休止業務	
道路課	建設係	道路及び橋梁の修繕工事にすること。		○		
道路課	建設係	水路の新設及び改良の計画の策定にすること。			○	
道路課	建設係	水路の新設及び改良の設計及び工事にすること。			○	
道路課	建設係	急傾斜地崩壊防止にすること。		○		
上下水道課	業務係	公印にすること。	○			
上下水道課	業務係	文書にすること。		○		
上下水道課	業務係	条例、規程等にすること。			○	
上下水道課	業務係	職員の人事及び研修にすること。		○		
上下水道課	業務係	予算及び決算にすること。		○		
上下水道課	業務係	企業会計の経理にすること。	○			
上下水道課	業務係	資金の計画及び運用にすること。		○		
上下水道課	業務係	会計書類の審査並びに証拠書類の整理及び保管にすること。	○			
上下水道課	業務係	企業債等にすること。		○		
上下水道課	業務係	給水の契約及び加入促進にすること。	○			
上下水道課	業務係	資産の取得、管理及び処分に関するすること。		○		
上下水道課	業務係	上下水道料金その他収納金の調定及び徴収に関するすること。		○		
上下水道課	業務係	水道料金及び下水道使用料の滞納整理に関するすること。		○		
上下水道課	業務係	給水停止にすること。		○		
上下水道課	業務係	現金及び有価証券の出納管理にすること。	○			
上下水道課	業務係	出納及び収納取扱金融機関に関するすること。	○			
上下水道課	業務係	資産の評価及び減価償却に関するすること。		○		
上下水道課	業務係	上下水道事業審議会に関するすること。		○		
上下水道課	業務係	指定給水装置工事事業者の指定及び指導に関するすること。		○		
上下水道課	業務係	水道用及び井戸用メーターの新設、維持管理、更新に関するすること。		○		
上下水道課	業務係	供用開始の公示にすること。		○		
上下水道課	業務係	下水道排水設備指定工事店の指定及び指導に関するすること。		○		
上下水道課	業務係	水洗化の普及促進にすること。		○		
上下水道課	業務係	水洗便所改造資金の助成にすること。		○		
上下水道課	業務係	流域下水道に関するすること。		○		
上下水道課	業務係	広報及び広聴に関するすること。		○		
上下水道課	業務係	他の係の所掌に属さない事項に関するすること。		○		
上下水道課	工務係	水道及び公共下水道に係る施設及び施設用地の整備・維持管理にすること。	○			
上下水道課	工務係	給水装置及び排水設備の受け付け、設計審査及び検査にすること。	○			
上下水道課	工務係	水道施設台帳及び公共下水道台帳の整備及び保管にすること。		○		
上下水道課	工務係	水道水質の検査及び維持管理にすること。	○			
上下水道課	工務係	水道施設の漏水調査及び防止にすること。		○		
上下水道課	工務係	水道及び公共下水道施設に係る災害対策に関するすること。		○		
上下水道課	工務係	開発行為等に係る水道及び公共下水道施設の指導、引継ぎにすること。		○		
上下水道課	工務係	貯水槽水道に関するすること。		○		
上下水道課	工務係	水道及び公共下水道用資機材の管理にすること。		○		
上下水道課	工務係	水道及び下水道事業の計画、調査及び事業認可にすること。		○		
上下水道課	工務係	水道施設建設改良工事の設計及び施工管理に関するすること。		○		
上下水道課	工務係	水道及び下水道事業に係る土地の取得及び補償に関するすること。		○		
上下水道課	工務係	水道事業に係る開発行為等の指導・監督に関するすること。		○		
上下水道課	工務係	公共下水道の設計及び施工監理にすること。		○		
上下水道課	工務係	排水水質の監視、調査、検査等に関するすること。	○			
上下水道課	工務係	特定事業場の届出及び指導に関するすること。		○		
上下水道課	工務係	除外施設の設置、検査及び指導に関するすること。		○		
上下水道課	工務係	水道施設及び下水道施設の受贈に関するすること。			○	
上下水道課	工務係	不明水の調査にすること。			○	
会計課	会計係	歳計現金及び歳入歳出外現金の出納及び保管にすること。	○			
会計課	会計係	基金に属する現金の出納及び保管にすること。	○			
会計課	会計係	小切手の振出しにすること。	○			
会計課	会計係	有価証券（公有財産及び基金に属するものを含む。）の出納及び保管にすること。	○			
会計課	会計係	証紙類の出納及び保管にすること。	○			
会計課	会計係	物品（基金に属する動産を含む。）の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関するすること。	○			
会計課	会計係	現金及び財産の記録管理にすること。			○	
会計課	会計係	支出負担行為の確認にすること。	○			
会計課	会計係	支出命令等の審査にすること。	○			
会計課	会計係	歳入歳出決算の調製にすること。			○	
会計課	会計係	歳入簿及び歳出簿の記録及び整理並びに歳入日計表及び歳出日計表の作成にすること。	○			
会計課	会計係	証拠書類の整理及び保管にすること。	○			
会計課	会計係	指定金融機関等の公金出納事務の指導及び検査にすること。			○	
教育総務課	総務班	教育委員会の会議及び請願に関するすること。	○			
教育総務課	総務班	教育委員及び教育長の秘書事務に関するすること。	○			
教育総務課	総務班	儀式及び顕彰に関するすること。			○	
教育総務課	総務班	公印の管理にすること。	○			
教育総務課	総務班	文書の審査、收受及び保存に関するすること。		○		
教育総務課	総務班	職員（教職員を除く。）の任用、服務及び賞罰に関するすること。（災害派遣等災害関連）	○			
教育総務課	総務班	職員（教職員を除く。）の任用、服務及び賞罰に関するすること。（通常分）			○	
教育総務課	総務班	職員の衛生管理及び福利厚生に関するすること。		○		

課等名	係等名	業務名	発生時優先業務			備考
			A 業務 優先継続業務	B 業務 縮小継続業務	C 業務 休止業務	
教育総務課	総務班	教育振興基本計画の策定及び推進に関すること。			○	
教育総務課	総務班	教育行政の施策の総括及び各課の所掌事務の連絡調整に関すること。		○		
教育総務課	総務班	教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。			○	
教育総務課	総務班	教育資金の利子補給に関すること。		○		
教育総務課	総務班	教育行政に係る相談に関すること。		○		
教育総務課	総務班	教育用借上げバスに関すること。			○	
教育総務課	総務班	その他の他の課の主管に属しない事項に関すること。			○	
教育総務課	施設係	学校施設（用地を含む。）の整備及び補助金に関すること。			○	
教育総務課	施設係	教育財産（学校施設に限る。）の管理の統括に関すること。			○	
教育総務課	施設係	学校施設の長寿命化計画に関すること。			○	
教育総務課	施設係	学校施設用備品及び学校管理用備品の整備に関すること。			○	
教育総務課	施設係	学校施設の維持管理に関すること。	○			
学校政策課	学務係	学校の設置及び廃止に関すること。			○	
学校政策課	学務係	学校の通学区域の設定及び変更に関すること。			○	
学校政策課	学務係	通学路に関すること。			○	
学校政策課	学務係	児童及び生徒の就学に関すること。	○			
学校政策課	学務係	学級編制に関すること。		○		
学校政策課	学務係	学級簿の調製及び保管に関すること。		○		
学校政策課	学務係	児童及び生徒の就学に係る補助に関すること。		○		
学校政策課	学務係	教科用図書の無償給与に関すること。		○		
学校政策課	学務係	学校教育に係る調査及び統計に関すること。			○	
学校政策課	学務係	スクールバスに関すること。			○	
学校政策課	管理係	学校の管理及び運営に関すること。	○			
学校政策課	管理係	学校の組織編成に関すること。		○		
学校政策課	管理係	教育課程に関すること。		○		
学校政策課	管理係	教職員の任免その他の進退に関する内申及び服務に関すること。	○			
学校政策課	管理係	学校の情報化推進に関すること。	○			
学校政策課	管理係	学校と地域の連携に関すること。			○	
学校政策課	管理係	教職員の働き方改革に関すること。			○	
学校政策課	管理係	補助教員等の採用に関すること。	○			
学校政策課	管理係	教職員及び児童生徒の表彰に関すること。			○	
教育支援課	支援班	学習指導及び生徒指導に関すること。			○	
教育支援課	支援班	学校教育の指導及び助言に関すること。			○	
教育支援課	支援班	学校教育に関する調査・研究に関すること。			○	
教育支援課	支援班	学校教育における健康教育に関すること。			○	
教育支援課	支援班	学校に勤務する職員、児童及び生徒の健康に関すること。			○	
教育支援課	支援班	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。		○		
教育支援課	支援班	学校保健関係団体にに関すること。			○	
教育支援課	支援班	児童及び生徒の安全教育（交通安全・防犯対策等）に関すること。			○	
教育支援課	支援班	外国語指導助手に関すること。		○		
教育支援課	支援班	教育関係職員の研修及び研究校の指定に関すること。			○	
教育支援課	支援班	教育相談に関すること。		○		
教育支援課	支援班	教育支援センターの運営及び維持管理に関すること。		○		
教育支援課	支援班	青少年国際交流に関すること。			○	
教育支援課	支援班	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済に関すること。			○	
教育支援課	支援班	教育情報の収集、整理及び提供に関すること。			○	
教育支援課	支援班	教科用図書の採択に関すること。	○			
教育支援課	支援班	教育指導用備品の整備に関すること。			○	
教育支援課	支援班	いじめ防止対策に関すること。	○			
教育支援課	支援班	特別支援教育に関すること。	○			
教育支援課	支援班	キャリア教育に関すること。			○	
教育支援課	支援班	地域人材活用に関すること。			○	
教育支援課	支援班	学校支援アドバイザーに関すること。		○		
教育支援課	支援班	学校給食センターに関すること。	○			
教育支援課	支援班	課の庶務に関すること。			○	
生涯学習課	社会教育係	生涯学習の推進に関すること。			○	
生涯学習課	社会教育係	社会教育の方針及び計画に関すること。			○	
生涯学習課	社会教育係	社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。			○	
生涯学習課	社会教育係	社会教育関係団体にに関すること。			○	
生涯学習課	社会教育係	社会教育施設との連絡調整及び連携に関すること。			○	
生涯学習課	社会教育係	家庭教育に関すること。			○	
生涯学習課	社会教育係	放課後子ども教室に関すること。			○	
生涯学習課	社会教育係	青少年の健全育成に関すること。			○	
生涯学習課	社会教育係	社会教育における学習成果の活用の推進に関すること。			○	
生涯学習課	社会教育係	公民館に関すること。		○		
生涯学習課	社会教育係	複合センターに関すること。		○		
生涯学習課	社会教育係	学習等供用施設に関すること。		○		
生涯学習課	社会教育係	青少年女性センターに関すること。		○		
生涯学習課	スポーツ振興係	スポーツ振興に関すること。			○	
生涯学習課	スポーツ振興係	スポーツ指導者に関すること。			○	
生涯学習課	スポーツ振興係	スポーツ関係団体にに関すること。			○	
生涯学習課	スポーツ振興係	各種大会及び教室等の開催に関すること。			○	
生涯学習課	スポーツ振興係	スポーツ推進委員に関すること。			○	
生涯学習課	スポーツ振興係	学校体育施設の開放に関すること。		○		
生涯学習課	スポーツ振興係	スポーツ施設の維持管理に関すること。		○		
生涯学習課	文化班	文化財の調査研究及び保護に関すること。			○	
生涯学習課	文化班	文化財の指定及び管理に関すること。			○	
生涯学習課	文化班	芸術文化の振興に関すること。			○	
生涯学習課	文化班	芸術文化団体にに関すること。			○	
生涯学習課	文化班	市史編さんに関すること。			○	

課等名	係等名	業務名	発生時優先業務			備考
			A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
学校給食センター	給食班	公印の管理に關すること。	○			
学校給食センター	給食班	学校給食の総括に關すること。			○	
学校給食センター	給食班	学校給食施設の維持管理に關すること。	○			
学校給食センター	給食班	給食費の徴収に關すること。		○		
学校給食センター	給食班	給食の献立作成に關すること。			○	
学校給食センター	給食班	給食の調理、配送及び衛生管理に關すること。			○	
学校給食センター	給食班	栄養の調査研究及び食育に關すること。			○	
学校給食センター	給食班	賄材料の購入及び検収に關すること。			○	
文化センター	管理班	公印の管理に關すること。	○			
文化センター	管理班	白井市文化センターの維持管理に關すること。			○	
文化センター	管理班	関係機関との連絡調整に關すること。			○	
文化センター	会館係	公印の管理に關すること。	○			
文化センター	会館係	文化会館の維持管理に關すること。			○	
文化センター	会館係	主催事業に關すること。			○	
文化センター	会館係	文化会館の使用に關すること。			○	
文化センター	会館係	関係機関との連絡調整に關すること。			○	
文化センター	図書館係	公印の管理に關すること。	○			
文化センター	図書館係	図書館の維持管理に關すること。			○	
文化センター	図書館係	図書館の統計、調査及び広報に關すること。			○	
文化センター	図書館係	図書館の利用及び資料の提供に關すること。			○	
文化センター	図書館係	読書団体との連携及び読書団体の活動促進に關すること。			○	
文化センター	図書館係	他の図書館、学校、複合センター等との連携及び相互協力に關すること。			○	
文化センター	図書館係	読書案内及び調査研究の相談業務に關すること。			○	
文化センター	図書館係	講演及び行事の開催に關すること。			○	
文化センター	図書館係	図書館資料の選択、収集及び蔵書構成に關すること。			○	
文化センター	図書館係	図書館の資料の整理、保存及び除籍に關すること。			○	
文化センター	図書館係	資料の寄贈及び寄託に關すること。			○	
文化センター	図書館係	関係機関との連絡調整に關すること。			○	
文化センター	郷土・プラネタリウム班	公印の管理に關すること。	○			
文化センター	郷土・プラネタリウム班	郷土資料館及びプラネタリウム館の維持管理に關すること。			○	
文化センター	郷土・プラネタリウム班	郷土資料館の展示及び教育普及事業に關すること。			○	
文化センター	郷土・プラネタリウム班	郷土資料の調査研究及び保存に關すること。			○	
文化センター	郷土・プラネタリウム班	プラネタリウム館の投影及び教育普及事業に關すること。			○	
文化センター	郷土・プラネタリウム班	天文資料の調査研究及び展示に關すること。			○	
文化センター	郷土・プラネタリウム班	関係機関との連絡調整に關すること。			○	
文化センター	文化センター大規模改修準備室	文化センターの大規模な改修に關すること			○	
議会事務局	庶務係	秘書の用務に關すること。	○			
議会事務局	庶務係	儀式及び交際に関すること。			○	
議会事務局	庶務係	公印の管理に關すること。	○			
議会事務局	庶務係	文書の収受、発送、編さん及び保存に關すること。		○		
議会事務局	庶務係	議決証明に關すること。	○			
議会事務局	庶務係	議員の身分及び資格の得喪に關すること。		○		
議会事務局	庶務係	議員の報酬及び費用弁償に關すること。	○			
議会事務局	庶務係	議員共済会に關すること。		○		
議会事務局	庶務係	議員の公務災害補償に關すること。		○		
議会事務局	庶務係	議会の予算及び経理に關すること。	○			
議会事務局	庶務係	職員の人事、服務、給与及び福利厚生に關すること。	○			
議会事務局	庶務係	物品の管理及び受払いに關すること。	○			
議会事務局	庶務係	議会関係各室の管理に關すること。	○			
議会事務局	庶務係	本会議及び委員会の議事に關すること。	○			
議会事務局	庶務係	議会運営委員会及び協議会に關すること。	○			
議会事務局	庶務係	請願及び陳情の受理及び処理に關すること。	○			
議会事務局	庶務係	議員提出議案及び意見書等の作成に關すること。	○			
議会事務局	庶務係	議決原本の保管に關すること。	○			
議会事務局	庶務係	議決結果の処理及び報告に關すること。	○			
議会事務局	庶務係	会議録の調製及び編さんに關すること。		○		
議会事務局	庶務係	議会の傍聴に關すること。		○		
議会事務局	庶務係	公聴会に關すること。		○		
議会事務局	庶務係	市政の調査に關すること。		○		
議会事務局	庶務係	関係法令、条例等の調査研究に關すること。		○		
議会事務局	庶務係	議会及び委員会の行う調査に關すること。		○		
議会事務局	庶務係	各種資料の収集、整理及び保管に關すること。		○		
議会事務局	庶務係	関係市町村からの照会及び回答に關すること。		○		
議会事務局	庶務係	議会報及び議会が発行する刊行物の編集及び発行に關すること。		○		
議会事務局	庶務係	議会資料の編集及び議会先例の調査に關すること。		○		
議会事務局	庶務係	議会図書を購入及び管理に關すること。			○	
議会事務局	庶務係	調査、議事及び庶務に關すること。		○		
選挙管理委員会		選挙管理委員会議及びその他の会議に關すること。		○		
選挙管理委員会		選挙管理委員会委員の任用等に關すること。			○	
選挙管理委員会		選挙の管理及び執行に關すること。		○		
選挙管理委員会		選挙運動、政治活動に關すること。			○	
選挙管理委員会		印刷都市選挙管理委員会連絡協議会に關すること。			○	
選挙管理委員会		定時登録に關すること。		○		
選挙管理委員会		選挙啓発に關すること。			○	
選挙管理委員会		明るい選挙推進協議会に關すること。			○	
選挙管理委員会		選挙人名簿の調整、縦覧及び閲覧に關すること。		○		

課等名	係等名	業務名	発生時優先業務			備考
			A 業務 優先継続業務	B 業務 縮小継続業務	C 業務 休止業務	
選挙管理委員会		選挙人名簿の抹消整理に関する事		○		
選挙管理委員会		選挙権及び被選挙権の調査に関する事		○		
選挙管理委員会		検察審査員・裁判員候補者に関する事		○		
選挙管理委員会		在外選挙人名簿の調整、縦覧及び閲覧に関する事		○		
選挙管理委員会		他に属しない照会等の回答に関する事		○		
選挙管理委員会		予算の経理及び物品の管理に関する事			○	
選挙管理委員会		公職選挙法の解釈指導に関する事			○	
選挙管理委員会		選挙公報の発行に関する事			○	
選挙管理委員会		市議選及び市長選における選挙運動の公費負担に関する事			○	
選挙管理委員会		投票区の分設に関する事			○	
選挙管理委員会		条例、規程の制定・改廃に関する事			○	
選挙管理委員会		公印の管理及び公告式に関する事	○			
選挙管理委員会		期日前投票及び不在者投票に関する事		○		
選挙管理委員会		委員会完結文書の整理に関する事		○		
選挙管理委員会		他市町村選挙人の不在者投票の受付に関する事	○			
選挙管理委員会		選挙人名簿閲覧の受付に関する事		○		
選挙管理委員会		政治活動用証票の交付に関する事		○		
農業委員会	農地班	総会に関する事		○		
農業委員会	農地班	公告式並びに文書の收受、発送及び保管に関する事	○			
農業委員会	農地班	予算の経理及び物品の保管に関する事	○			
農業委員会	農地班	公印の保管に関する事	○			
農業委員会	農地班	農業者年金に関する事			○	
農業委員会	農地班	農業基本台帳の整備に関する事		○		
農業委員会	農地班	委員及び農地利用最適化推進委員の選任に関する事	○			
農業委員会	農地班	農業技術の改良及び農業経営の合理化に関する事			○	
農業委員会	農地班	農業振興及び啓蒙宣伝に関する事			○	
農業委員会	農地班	農業振興に関する建議及び諮問、答申に関する事			○	
農業委員会	農地班	諸証明の交付に関する事		○		
農業委員会	農地班	農地等の移動、転用及び解約に関する事		○		
農業委員会	農地班	農地、未墾地等の買収及び売渡しに関する事		○		
農業委員会	農地班	国有農地等の管理に関する事			○	
農業委員会	農地班	小作契約及び標準小作料に関する事			○	
農業委員会	農地班	農地等の利用関係についてのあっせん及び紛争の仲介に関する事			○	
農業委員会	農地班	農地等の交換分合及び農地事情の改善に関する事			○	
監査委員事務局	監査班	監査等に係る事務処理に関する事		○		
監査委員事務局	監査班	公印の管理に関する事	○			
監査委員事務局	監査班	公文書の管理に関する事	○			
監査委員事務局	監査班	職員の服務及び人事に関する事			○	
監査委員事務局	監査班	事務局の予算及び経理に関する事			○	

下線付きの業務は、規則・訓令により定められた事務以外の業務を加筆したものです。
「課の庶務に関する事」、「主管課の事務に関する事」及び「各部の連絡調整に関する事(総務課のみ)」は、定期的に生じる業務として本表からは除外しています。

白井市業務継続計画（新型インフルエンザ等編）

第 3 版

令和 6 年 7 月発行

白井市